

# 社会福祉法人の設立の手引き

令和元年(2019年)11月

越谷市福祉部福祉指導監査課編

# 目 次

<b>第1節 社会福祉法人制度</b>	
1 社会福祉法人とは	1
2 社会福祉法人の名称	1
3 社会福祉法人の所在地	2
4 社会福祉法人の所轄庁	2
5 社会福祉法人の定款	3
<b>第2節 社会福祉事業</b>	
1 第1種社会福祉事業	5
2 第2種社会福祉事業	5
3 社会福祉法の適用除外事業	6
4 定款上の事業目的表記	7
<b>第3節 社会福祉事業以外の事業</b>	
1 公益事業	8
2 収益事業	9
<b>第4節 社会福祉法人の組織運営</b>	
1 評議員及び評議員会	10
2 役員（理事・監事）及び理事会	12
3 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限	15
4 理事長の専決事項	18
5 会計監査人	18
<b>第5節 社会福祉法人の資産</b>	
1 必要な資産	20
2 資産の区分	21
3 基本財産	22
4 財産の管理運用	24
<b>第6節 社会福祉法人設立時の資産</b>	
1 運営資金	26
2 寄附金	26
3 借入金	26
<b>第7節 社会福祉法人の設立に向けて</b>	
1 設立認可の時期	28
2 申請事務手続きの進め方	28
3 社会福祉法人設立に関する事前相談	28
4 社会福祉法人設立スケジュール	29
<b>(参考)租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点</b>	
	30

第8節 社会福祉法人設立認可協議書の作成	32
社会福祉法人設立認可協議書（様式）	33
添付書類一覧	34
第9節 社会福祉法人設立認可申請書の作成	37
社会福祉法人設立認可申請書（様式）	38
添付書類一覧	40
◎設立認可協議書・申請書の添付書類様式	43
（参考）社会福祉法人定款例	67
第10節 社会福祉法人設立認可後の事務	
1 社会福祉法人の設立登記	85
2 役員・表議員の千人、理事長の選定	85
3 事業計画、収支予算、各種規程の決定	86
4 理事長の登記	86
5 贈与契約及び地上権(借地権)の設定の履行	86
6 財産移転報告、寄附金品受入報告	86
7 基本財産編入手続き(基本財産の増加)	87
8 適正な社会福祉法人運営の確保	87
◎設立認可後の事務手続き様式	88

初版 平成27年(2015年)6月

第2版 令和元年(2019年)11月

# 第1節 社会福祉法人制度

## 1 社会福祉法人とは

---

社会福祉法人とは、社会福祉事業を行うことを目的として、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「法」という。）の定めるところにより設立された法人をいいます（法第22条）。

### (1) 経営の原則等

社会福祉法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上及び事業経営の透明性の確保を図らなければならないとされています（法第24条第1項）。

また、社会福祉事業及び法第26条第1項に規定する公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービスを積極的に提供するように努めなければならないとされています（法第24条第2項）。

法第24条第2項の趣旨を踏まえ、地域における様々な福祉ニーズにきめ細かく柔軟に対応するとともに、既存の制度による支援や市場でのサービス供給では対応できない事業の実施などを社会福祉事業の支障のない範囲において積極的に取り組んでいくことが求められるものです。

### ○社会福祉事業とは

法第2条に定められている第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業をいい、それ以外の社会福祉を目的とする事業は含まれません。

なお、社会福祉事業のうち、第1種社会福祉事業は、国、地方公共団体又は社会福祉法人が経営することを原則としています（法第60条）。

### ○社会福祉法人が行う事業

社会福祉法人は、社会福祉事業のほか、その経営する社会福祉事業に支障がない限り、公益を目的とする事業（公益事業）又はその収益を社会福祉事業若しくは公益事業の経営に充てることを目的とする事業（収益事業）を行うことができます（法第26条第1項）。

## 2 社会福祉法人の名称

---

社会福祉法人制度は、社会福祉事業に対する社会的信用や事業の健全性を維持する上で、他の公益法人とは異なる特別法人として創設されたものです。

「社会福祉法人」の名称は社会福祉法に基づく法人についてのみ、その使用を認め、社会福祉法人以外の者はその名称中に「社会福祉法人」又はこれと紛らわしい文字を用いてはならないとされています（法第23条）。

### (1) 社会福祉法人の名称の注意点

社会福祉法人の名称は、その公共性から社会福祉事業の担い手として次の点に注意する必要があります。

- ア 法人・施設の名称は、理事長等の個人名から引用したものでないこと。
- イ 県内において、同一名称の法人・施設がないこと。
- ウ 法人名と施設名は同一でないこと（△△会と△△苑は可）。
- エ 事業内容とかけ離れた名称や誇大な名称でないこと。
- オ 長すぎたり難解な漢字等を使用した名称は好ましくないこと。

### **3 社会福祉法人の所在地**

---

社会福祉法人の事業活動の本拠となる所が社会福祉法人の事務所となります。事務所が2つ以上あるときは、そのうちで活動の中心をなす事務所を「主たる事務所」といい、それ以外の事務所を「従たる事務所」といいます。

(1) **主たる事務所**

主たる事務所は社会福祉法人の運営又は業務の一般的総括を行う所であり、主たる事務所の所在地が当該社会福祉法人の住所となります（法第28条）。

主たる事務所は定款に記載しなければならず、また、登記をすることを要し、登記しなくては第三者に対抗することができません（法第29条）。

(2) **従たる事務所**

社会福祉法人の事業活動が場所的に広範囲にわたるなどにより、事業の遂行上地域ごとに支部を設け、この支部が当該地域における法人の事業活動の中心となる場合、これを従たる事務所とすることができます。従たる事務所を設けた際には、その所在地を定款に記載するとともに、これを登記する必要があります。

### **4 社会福祉法人の所轄庁**

---

(1) **所轄庁の決定**

社会福祉法人の所轄庁は、社会福祉法人の設立認可、定款変更等の認可及び届出の受理などを行います。社会福祉法人の主たる事務所と事業実施の区域により所轄庁が異なります（法第30条）。

- ・ 1 つの市の区域内のみ……………その区域の市長  
（例）越谷市の区域内のみ……………越谷市長
- ・ 埼玉県内の複数の市町村の区域内で、さいたま市に主たる事業所がある場合……………さいたま市長
- ・ 埼玉県内で町村又は複数の市の区域内……………埼玉県知事
- ・ 主たる事業所が埼玉県にあり、関東信越厚生局内の複数の都県の区域……………埼玉県知事
- ・ 2 以上の地方厚生局の区域の都道府県の区域……………厚生労働大臣

(2) **所轄庁による指導監査の実施**

所轄庁は、社会福祉法人に対し、その業務若しくは財産の状況に関し報告をさせ、社会福祉法人の事務所、その他の施設に立ち入り、その業務若しくは財産の状況若しくは帳簿、書類、その他の物件を検査することができます（法第56条第1項）。

社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反し、又はその運営が著しく適正を欠くと認めるときは、その改善のために必要な措置(役員の解職を除く)をとるべき旨を勧告することができます、これに従わなかつたときは、その旨を公表することができます(法第56条第4項、第5項)。

さらに、改善のために必要な措置をとるべき旨を命ずることができ(法第56条第6項)、社会福祉法人が命令に従わないときは、所轄庁は、当該社会福祉法人に対し、業務の全部若しくは一部の停止を命じ、又は役員の解職を勧告することができます(法第56条第7項)。

また、社会福祉法人が、法令、法令に基づいてする行政庁の処分若しくは定款に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき、又は正当の事由がないのに1年以上にわたってその目的とする事業を行わないときは、解散を命ずることができます。(法第56条第8項)

なお、所轄庁が行う指導監査の基準は、「社会福祉法人指導監査要綱」(平成29年4月27日付け雇児発0427号第1号・社援発0427第1号・老発0427第1号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長及び老健局長通知「社会福祉法人指導監査実施要綱の制定について」の別添)に定められております。

同要綱には、所轄庁が行う指導監査の目的や類型、一般監査の実施の周期・手順などが規定されておりますが、指導監査における具体的な監査事項やチェックポイント、着眼点、指摘基準については、別紙の「指導監査ガイドライン」(以下「ガイドライン」という。)に定められております。

ガイドラインは、所轄庁が実施する指導監査の基準であるとともに、法人にとっては、法人運営上遵守すべき事項等を具体的に示したものとも言えます。法人設立・運営に当たっては、必ずお読みください。

## 5 社会福祉法人の定款

---

社会福祉法人を設立しようとする場合においては、定款を定めなければなりません。定款は、社会福祉法人のいわば憲法であり、社会福祉法人が定款に反して行動することは認められません。なお、定款は、所轄庁の認可を受けなければ、その効力を生じないものとされています。

### (1) 定款の必要的記載事項

① 定款の必要的記載事項は、次のとおりです(法第31条第1項)。以下の1つを欠いても定款としての効力が生じず、社会福祉法人の設立に至りません。

- ア 目的
- イ 名称
- ウ 社会福祉事業の種類
- エ 事務所の所在地
- オ 評議員及び評議員会に関する事項
- カ 役員(理事及び監事をいう。)の定数、その他役員に関する事項
- キ 理事会に関する事項
- ク 会計監査人を置く場合には、これに関する事項
- ケ 資産に関する事項
- コ 会計に関する事項
- サ 公益事業を行う場合には、その種類
- シ 収益事業を行う場合には、その種類

- ス 解散に関する事項
- セ 定款の変更に関する事項
- ソ 公告の方法

※ 定款記載事項の種類には、以上の必要的記載事項のほか、任意的記載事項（記載がなくとも定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項）、任意的記載事項（法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項）があります。詳細は「社会福祉法人定款例」（以下「定款例」）を参照してください（第7節の参考事項参照）。

\* 「社会福祉法人定款例」・・・「社会福祉法人の認可について（通知）」（平成12年12月1日付障第890号・社援発第2618号・老発第794号・児発第908号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）別紙2「社会福祉法人定款例」

- ② 定款は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものとして厚生労働省令で定めるものをいう。）をもって作成することができます（法第31条第2項）。
- ③ 設立当初の役員及び評議員は、定款で定めなければなりません（第31条第3項）。
- ④ 設立しようとする社会福祉法人が会計監査人設置社会福祉法人（会計監査人を置く社会福祉法人又は法の規定により会計監査人を置かなければならない社会福祉法人をいう。）であるときは、設立当初の会計監査人は、定款で定めなければなりません（法第31条第4項）。
- ⑤ 評議員に関する事項として、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは、その効力を有しません（法第31条第5項）。
- ⑥ 残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、社会福祉法人その他社会福祉事業を行う者のうちから選定されるようにしなければなりません（法第31条第6項）。

なお、定款の規定により処分されない財産は、国庫に帰属します（法第47条第2項）。

## (2) 定款の作成

越谷市では、厚生労働省で示している定款例に基づいて法人の定款を作成することを推奨しています。なお、定款例の表現が個々の社会福祉法人の実情にそぐわない場合は、一部手直しをして作成することになります。その場合、定款の規定が法令に違反しないよう注意してください。

## (3) 税特別措置法第40条の特例を受ける社会福祉法人の定款

租税特別措置法第40条の特例を受ける場合は、国税庁長官の承認が必要です。その場合には、定款の内容は、一定の要件を満たすものでなければなりません。（第7節の参考事項参照）

※ 租税特別措置法第40条の特例とは・・・

個人が法人に対して土地、建物等を寄附した場合、寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、寄附者の所得税の課税対象とされます（所得税法第59条第1項第1号）。社会福祉法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税となる制度です。

## 第2節 社会福祉事業

社会福祉事業は、法第2条において第1種社会福祉事業と第2種社会福祉事業に分類されています。

社会福祉事業として同条に規定された事業以外であっても一般に社会福祉事業といわれるものがありますが、それらの事業については、社会福祉法上の社会福祉事業としては取り扱われません。

### 1 第1種社会福祉事業

---

第1種社会福祉事業は、法第2条第2項に限定列挙されている事業をいいます。利用者への影響が大きいと見られるため、経営安定を通じて利用者保護の必要性が高い事業（主として入所施設サービス）が該当します。

#### （法第2条第2項）

- 1 生活保護法（昭和25年法律第144号）に規定する救護施設、更生施設その他生計困難者を無料又は低額な料金で入所させて生活の扶助を行うことを目的とする施設を経営する事業及び生計困難者に対して助葬を行う事業
- 2 児童福祉法（昭和22年法律第164号）に規定する乳児院、母子生活支援施設、児童養護施設、障害児入所施設、情緒障害児短期治療施設又は児童自立支援施設を経営する事業
- 3 老人福祉法（昭和38年法律第133号）に規定する養護老人ホーム、特別養護老人ホーム又は軽費老人ホームを経営する事業
- 4 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）に規定する障害者支援施設を経営する事業
- 5 削除
- 6 売春防止法（昭和31年法律第118号）に規定する婦人保護施設を経営する事業
- 7 授産施設を経営する事業及び生計困難者に対して無利子又は低利で資金を融通する事業

### 2 第2種社会福祉事業

---

第2種社会福祉事業は、法第2条第3項に限定列挙されている事業をいいます。

比較的利用者への影響が小さいため、公的規制の必要性が低い事業（主として在宅サービス）です。

その経営の主体についても制限を設けることなく、事業の経営については届出をすればよいこととされています（法第69条）。

なお、他の法律によって、その設置又は開始について、許可、認可を要するものとされている施設又は事業については、それを適用します。（法第74条）

#### （法第2条第3項）

- 1 生計困難者に対して、その住居で衣食その他日常の生活必需品若しくはこれに要する金銭を与え、又は生活に関する相談に応ずる事業
- 1の2 生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号）に規定する認定生活困窮者就労訓練事業



- 2 児童福祉法に規定する障害児通所支援事業、障害児相談支援事業、児童自立生活援助事業、放課後児童健全育成事業、子育て短期支援事業、乳児家庭全戸訪問事業、養育支援訪問事業、地域子育て支援拠点事業、一時預かり事業、小規模住居型児童養育事業、小規模保育事業、病児保育事業又は子育て援助活動支援事業、同法に規定する助産施設、保育所、児童厚生施設又は児童家庭支援センターを運営する事業及び児童の福祉の増進について相談に応ずる事業
- 2の2 就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号）に規定する幼保連携型認定こども園を運営する事業
- 3 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）に規定する母子家庭日常生活支援事業、父子家庭日常生活支援事業又は寡婦日常生活支援事業及び同法に規定する母子・父子福祉施設を運営する事業
- 4 老人福祉法に規定する老人居宅介護等事業、老人デイサービス事業、老人短期入所事業、小規模多機能型居宅介護事業、認知症対応型老人共同生活援助事業又は複合型サービス福祉事業及び同法に規定する老人デイサービスセンター、老人短期入所施設、老人福祉センター又は老人介護支援センターを運営する事業
- 4の2 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に規定する障害福祉サービス事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業又は移動支援事業及び同法に規定する地域活動支援センター又は福祉ホームを運営する事業
- 5 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）に規定する身体障害者生活訓練等事業、手話通訳事業又は介助犬訓練事業若しくは聴導犬訓練事業、同法に規定する身体障害者福祉センター、補装具製作施設、盲導犬訓練施設又は視聴覚障害者情報提供施設を運営する事業及び身体障害者の更生相談に応ずる事業
- 6 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）に規定する知的障害者の更生相談に応ずる事業
- 7 削除
- 8 生計困難者のために、無料又は低額な料金で、簡易住宅を貸し付け、又は宿泊所その他の施設を利用させる事業
- 9 生計困難者のために、無料又は低額な料金で診療を行う事業
- 10 生計困難者に対して、無料又は低額な費用で介護保険法（平成9年法律第123号）に規定する介護老人保健施設を利用させる事業
- 11 隣保事業（隣保館等の施設を設け、無料又は低額な料金でこれを利用させることその他その近隣地域における住民の生活の改善及び向上を図るための各種の事業を行うものをいう。）
- 12 福祉サービス利用援助事業（精神上の理由により日常生活を営むのに支障がある者に対して、無料又は低額な料金で、福祉サービス（前項各号及び前各号の事業において提供されるものに限る。以下この号において同じ。）の利用に関し相談に応じ、及び助言を行い、並びに福祉サービスの提供を受けるために必要な手続又は福祉サービスの利用に要する費用の支払に関する便宜を供与することその他の福祉サービスの適切な利用のための一連の援助を一体的に行う事業をいう。）
- 13 前項各号及び前各号の事業に関する連絡又は助成を行う事業

### **3 社会福祉法の適用除外事業**

---

次に掲げる事業は、社会福祉事業と内容を同じくするものであっても、社会福祉事業として取り扱わないこととされています（法第2条第4項）。

- (1) 更生保護事業法に規定する更生保護事業
- (2) 実施期間が6月（社会福祉事業に関する連絡又は助成を行う事業にあっては3月）を超えない事業
- (3) 社団又は組合の行う事業であって、社員又は組合員のためにするもの
- (4) 法第2条第2項各号及び同条第3項第1号から第9号までに掲げる事業であって、常時保護を受ける者が、入所させて保護を行うものにあつては5人、その他のものにあつては20人（政令で定めるものにあつては10人）に満たないもの
- (5) 社会福祉事業の助成を行うものであつて、助成金額が毎年度500万円に満たないもの、又は助成を受ける社会福祉事業の数が毎年度50に満たないもの

## **4 定款上の事業目的表記**

---

定款に事業を記載する際は、以下の点に留意して、記載してください。

- (1) 社会福祉事業については、原則として社会福祉法上の名称を記載すること。
- (2) 社会福祉事業と一体ではなく、規模の大きい介護保険事業は公益事業へ記載すること。
- (3) 公益事業のうち、以下の事業は、必ずしも定款上公益事業として記載しなくても差し支えないこと。
  - ア 規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業
  - イ 社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業
- (4) (3)にかかわらず、地域包括支援センター、基幹相談支援センター、居宅介護支援事業については、公益事業として記載することが適当であること。
- (5) 介護予防サービス事業や介護予防・日常生活支援総合事業については、社会福祉事業と一体的に行う場合は、定款記載は不要だが、単独で行う場合には、定款記載が必要となること。

## 第3節 社会福祉事業以外の事業

### 公益事業及び収益事業

公益事業及び収益事業に関しては、社会福祉法人の経営する社会福祉事業に支障がないことが前提条件となります（法第26条）。具体的には、社会福祉事業に対して従たる地位にあることが必要であり、年間事業費等で社会福祉事業の規模を超えない必要があります。

### 1 公益事業

---

#### (1) 公益事業

次の要件を満たした場合、社会福祉法人は公益事業を行うことが認められています。

- ① 公益を目的とする事業であって、社会福祉事業以外の事業であること。
- ② 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- ③ 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であること（社会福祉事業を超える規模の公益事業を行うことは認められないこと）。
- ④ 社会通念上は公益性が認められるものであっても社会福祉と全く関係のないものを行うことは認められないこと。
- ⑤ 公益事業において剰余金を生じたときは、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業に充てること。
- ⑥ 公益事業には、例えば次のような事業が含まれること(社会福祉事業であるものを除く)。
  - ア 必要な者に対し、相談、情報提供・助言、行政や福祉・保健・医療サービス事業者等との連絡調整を行う等の事業
  - イ 必要な者に対し、入浴、排せつ、食事、外出時の移動、コミュニケーション、スポーツ・文化的活動、就労、住環境の調整等（以下「入浴等」という。）を支援する事業
  - ウ 入浴等の支援が必要な者、独力では住居の確保が困難な者等に対し、住居を提供又は確保する事業
  - エ 日常生活を営むのに支障がある状態の軽減又は悪化の防止に関する事業
  - オ 入所施設からの退院・退所を支援する事業
  - カ 子育て支援に関する事業
  - キ 福祉用具その他の用具又は機器及び住環境に関する情報の収集・整理・提供に関する事業
  - ク ボランティアの育成に関する事業
  - ケ 社会福祉の増進に資する人材の育成・確保に関する事業（社会福祉士・介護福祉士・精神保健福祉士・保育士・コミュニケーション支援者等の養成事業等）
  - コ 社会福祉に関する調査研究等
  - サ 法第2条第4項第4号に掲げる事業（いわゆる「事業規模要件」を満たさないために社会福祉事業に含まれない事業）
  - シ 介護保険法に規定する居宅サービス事業、地域密着型サービス事業、介護予防サービス事業、地域密着型介護予防サービス事業、居宅介護支援事業、介護予防支援事業、介護老人保健施設を運営する事業又は地域支援事業を市町村から受託して実施する事業

なお、居宅介護支援事業等を、特別養護老人ホーム等社会福祉事業の用に供する施設の経営に付随して行う場合には、定款上、公益事業として記載しなくても差し支えありません。

ス 有料老人ホームを経営する事業

セ 社会福祉協議会等において、社会福祉協議会活動等に参加する者の福利厚生を図ることを目的として、宿泊所、保養所、食堂等を経営する事業

ソ 公益的の事業を行う団体に事務所、集会所等として無償又は実費に近い対価で使用させるために会館等を経営する事業

なお、営利を行う者に対して、無償又は実費に近い対価で使用させるような計画は適当ではありません。また、このような者に対して収益を得る目的で貸与する場合は、収益事業となります。

## (2) 地域公益事業

社会福祉法第24条第2項の規定により、社会福祉法人は、社会福祉事業及び公益事業を行うに当たっては、日常生活又は社会生活上の支援を必要とする者に対して、無料又は低額な料金を、福祉サービスを積極的に提供するよう努めなければならないものとされています。この福祉サービスを「地域における公益的な取組」と言います。地域における公益的な取組のうち、公益事業に該当するものを、「地域公益事業」と言います。

なお、社会福祉充実残額を保有する社会福祉法人には、社会福祉充実計画を策定し、社会福祉事業又は地域公益事業等の実施に再投資することが求められています。

地域公益事業を行う計画の策定に当たっては、事業の実施を予定する地域に設置された地域協議会において「地域公益事業の内容及び事業区域における需要」について「住民その他の関係者」の意見を聴かなければならないこととされています。

## 2 収益事業

---

次の要件を満たした場合、社会福祉法人は収益事業を行うことが認められています。

- (1) 社会福祉法人が行う社会福祉事業又は公益事業の財源に充てるため、一定の計画の下に収益を得ることを目的として反復継続して行われる行為であって、社会通念上事業と認められる程度のものであること。
- (2) 事業の種類については、特別の制限はないが、社会福祉法人の社会的信用を傷つけるおそれがあるもの又は投機的なものは適当でないこと。なお、法人税法第2条第13号にいう収益事業（販売業、製造業その他の政令で定める事業で、継続して事業場を設けて行われるもの）の範囲に含まれない事業であっても、法人の定款上は収益事業として扱う場合もあること。
- (3) 当該事業から生じた収益は、当該法人が行う社会福祉事業又は公益事業の経営に充当すること。
- (4) 当該事業を行うことにより、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのないものであること。
- (5) 当該事業は、当該法人の行う社会福祉事業に対し従たる地位にあることが必要であり、社会福祉事業を超える規模の収益事業を行うことは認められないこと。
- (6) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令（昭和39年政令第224号）第6条第1項各号に掲げる事業については、(3)は適用されないこと。

## 第4節 社会福祉法人の組織運営

社会福祉法人には、評議員、評議員会、理事、理事会及び監事を置かなければなりません（法第36条第1項）。

また、社会福祉法人は、定款の定めによって、会計監査人を置くことができます（法第36条第2項）が、特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準（※1）を超える社会福祉法人をいう。）は、会計監査人を置かなければなりません。（法第37条）

※1 特定社会福祉法人（その事業の規模が政令で定める基準）とは、平成29年度においては、前年度の決算における法人単位事業活動計算書の「サービス活動増減の部」の「サービス活動収益計」が30億円を超える法人、又は法人単位貸借対照表の「負債の部」の「負債の部合計」が60億円を超える法人（法第37条及び社会福祉法施行令第13条の3）。なお、対象範囲は段階的に拡大される予定である。

### 1 評議員及び評議員会

---

#### (1) 評議員

【人数】理事の員数を超える数（法第40条第3項）。

【任期】選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。ただし、定款によって、その任期を選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することができる（法第41条）。

【要件】社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者のうちから、定款の定める方法で選任する。（法第39条）。法人において「社会福祉法人の適正な運営に必要な識見を有する者」として適正な手続により選任されている限り、制限を受けるものではない。

【制限】法人の理事、監事又は職員を兼ねることはできない（法第40条第2項）。また、各評議員又は各役員配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各評議員又は各役員と特殊の関係がある者（※1）も含まれてはならない（法第40条第4項及び第5項並びに社会福祉法施行規則第2条の7及び第2条の8）。  
※1 第4節項目3「評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限」参照。

【欠格事由】（社会福祉法人審査基準第3）

(1) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできない（法第40条第1項及び第44条第1項）。

- ① 法人（同項第1号）
- ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者（同項第2号）
- ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第3号）
- ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者（同項第4号）
- ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員（同項第5号）

(2) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできない。（社会福祉法人審査基準第3）

- (3) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えない。
- (4) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (5) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でない。
- (6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でない。

**【選任（解任）方法】**

評議員の選任及び解任の方法については、法第31条第1項第5号において、法人が定款で定めることとしているが、同条第5項において理事又は理事会が評議員を選任・解任する旨の定めは無効とされている。

定款で定める方法としては、外部委員が参加する機関を設置し、この機関の決定に従って行う方法等が考えられる。

**※ 設立当初の選任方法**

設立準備会において評議員を選任してください。定款(案)に基づく方法(定款例では、評議員選任・解任委員会で選任するという方法です。)でなくて差し支えありません。

**(2) 評議員会**

評議員会は、議決機関として必ず設置しなければなりません。定時評議員会とは、毎会計年度の終了後一定の時期（3か月以内）に招集される評議員会をいいます。

**【評議員会の権限】**

評議員会は、法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議をすることができます（法第45条の8第2項）。

法の規定により評議員会の決議を必要とする事項について、理事、理事会その他の評議員会以外の機関が決定することができることを内容とする定款の定めは、その効力を有しません（法第45条の8第3項）。

**【評議員会における法定決議事項】（「定款例」から抜粋）**

評 議 員 会（法第45条の8）	
決 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>• <b>理事、監事、会計監査人の選任</b>（法第43条）</li> <li>• <b>理事、監事、会計監査人の解任</b> （法第45条の4第1項及び第2項）★</li> <li>• <b>理事、監事の報酬等の決議</b> （理事：法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事：法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条）</li> <li>• <b>理事等の責任の免除</b> （全ての免除：法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条（※総評議員の同意が必要）、一部の免除：第113条第1項）★</li> <li>• <b>役員報酬等基準の承認</b>（法第45条の35第2項）</li> <li>• <b>計算書類の承認</b>（法第45条の30第2項）</li> <li>• <b>定款の変更</b>（法第45条の36第1項）★</li> </ul>

評 議 員 会 (法第45条の8)	
<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>解散の決議</b> (法第46条第1項第1号) ★</li> <li>・ <b>合併の承認</b> (吸収合併消滅法人：法第52条、吸収合併存続法人：法第54条の2第1項、法人新設合併：法第54条の8) ★</li> <li>・ <b>社会福祉充実計画の承認</b> (法第55条の2第7項)</li> <li>・ <b>その他定款で定めた事項</b></li> </ul> <p>★：法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の三分の二（これを上回る割合を定款で定めた場合にあっては、その割合）以上に当たる多数をもって決議を行わなければならない事項</p>	

- ※ その他、評議員会の議決事項として、定款で規定することが考えられる事項（任意的記載事項）は次のとおりで、いずれも普通決議（\*）を要する事項に該当します。
- 例 1）事業計画及び収支予算を評議員会承認事項とする場合  
 例 2）評議員会運営規程を設ける場合  
 例 3）その他の諸規程の一部を評議員会決議事項とする場合  
 例 4）施設の新設・大規模改修
- \* 「普通決議」  
 その決議に特別の利害関係を有する評議員を除いた出席者の過半数（定款で過半数を上回る割合を定めた場合にはその割合以上）をもって行う決議。「特別決議」の場合、現員数の3分の2以上の賛成が必要です。

## 2 役員(理事・監事)及び理事会

### (1) 理事及び監事

- 【人数】理事は6人以上、監事は2人以上。(法第44条第3項)。
- 【任期】選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで。ただし、定款によって、その任期を短縮することができる(法第45条)。
- 【要件】理事は、社会福祉事業について熱意と理解を有し、かつ、実際に法人運営の職責を果たし得る者である。理事には、次の者が含まなければならない。(法第44条第4項)
- ア 社会福祉事業の経営に関する識見を有する者
  - イ 当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者(※1)
  - ウ 当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあっては、当該施設の管理者
- 監事には、次の者が含まなければならない。(法第44条第5項)
- ア 社会福祉事業について識見を有する者(※2)
  - イ 財務管理について識見を有する者
- なお、監事の1人が「社会福祉事業について識見を有する者」とし、もう1人が「財務管理について識見を有する者」の要件を満たすことが望ましい。また、監事には、公認会計士又は税理士を登用することが望ましい。

※1 「法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者」とは、例えば次のような者が該当する。(社会福祉法人審査要領)

- (ア) 社会福祉協議会等社会福祉事業を行う団体の役職員
- (イ) 民生委員・児童委員
- (ウ) 社会福祉に関するボランティア団体、親の会等の民間社会福祉団体の代表者等
- (エ) 医師、保健師、看護師等保健医療関係者
- (オ) 自治会、町内会、婦人会及び商店会等の役員その他その者の参画により施設運営や在宅福祉事業の円滑な遂行が期待できる者

※2 「社会福祉事業について識見を有する者」とは、例えば次のような者が該当する。(社会福祉法人審査要領)

- (ア) 社会福祉に関する教育を行う者
- (イ) 社会福祉に関する研究を行う者
- (ウ) 社会福祉事業又は社会福祉関係の行政に従事した経験を有する者
- (エ) 公認会計士、税理士、弁護士等社会福祉事業の経営を行う上で、必要かつ有益な専門知識を有する者

\* 社会福祉協議会は、地域福祉の推進役として、社会福祉事業経営者、ボランティア活動を行う者等との連携を十分に図っていく必要があることから、当該社会福祉協議会の区域において社会福祉事業を経営する団体の役職員及びボランティア活動を行う団体の代表者を理事として加えること。

【制限】 理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他各理事と特殊の関係のある者(※)が理事の総数の3分の1を超えて含まれてはならない(法第44条第6項及び社会福祉法施行規則第2条の10)。その上限は3人である。

監事は、当該社会福祉法人の理事又は職員を兼ねることができない(法第44条第2項)。各役員の配偶者又は3親等以内の親族が含まれてはならないことに加え、各役員と特殊の関係がある者(※)も含まれてはならない(法第44条第7項及び社会福祉法施行規則第2条の11)。

※ 第4節項目3「評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限」参照。

【欠格事由】(社会福祉法人審査基準第3)

- (1) 次に掲げる者は、評議員又は役員となることはできない(法第40条第1項及び第44条第1項)。
  - ① 法人(同項第1号)
  - ② 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者(同項第2号)
  - ③ 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又は社会福祉法の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第3号)
  - ④ ③に該当する者を除くほか、禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者(同項第4号)
  - ⑤ 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員(同項第5号)
- (2) 暴力団員等の反社会的勢力の者は、評議員又は役員となることはできない。(社会福祉法人審査基準第3)
- (3) 関係行政庁の職員が法人の評議員又は役員となることは法第61条に規定する公私分離の原則に照らし適当でないので、差し控えること。ただし、社会福祉協議会にあっては、評議員又は役員の総数の5分の1の範囲内で関係行政庁の職員が、その評議員又は役員となっても差し支えない。



- (4) 所轄庁退職者が評議員又は役員に就任する場合には、法人における評議員又は役員の選任の自主性が尊重され、不当に関与することがないように、所轄庁においては、法人との関係において適正な退職管理を確保すること。
- (5) 実際に法人運営に参画できない者を、評議員又は役員として名目的に選任することは適当でない。
- (6) 地方公共団体の長等特定の公職にある者が慣例的に、理事長に就任したり、評議員又は役員として参加したりすることは適当でない。

**【理事長及び業務執行理事】**

理事長は、理事会の決定に基づき（法第45条の13第2項第1号）、法人の内部的・対外的な業務執行権限を有する（法第45条の16第2項第1号及び第45条の17第1項）。

理事長以外にも業務執行理事（社会福祉法人の業務を執行する理事）を理事会で選定することができる（法第45条の16第2項第2号）。

**【監事の職務及び権限】**

監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する（法第45条の18第1項）。

監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる（同条第2項）。

**(2) 理事会**

**【理事会の職務及び権限】**

理事会は、次の職務を行います。（法第45条の13第2項）

- (1) 社会福祉法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

**【理事会における法定決議事項】（社会福祉法人定款例から抜粋）**

理 事 会（法第45条の13）	
決 議 事 項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ <b>評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定</b>（法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）第181条）</li> <li>・ <b>理事長及び業務執行理事の選定及び解職</b> （理事長：法第45条の13第2項第3号、業務執行理事：法第45条の16第2項第2号）</li> <li>・ <b>重要な財産の処分及び譲受け</b> （法第45条の13第4項第1号）</li> <li>・ <b>多額の借財</b>（法第45条の13第4項第2号）</li> <li>・ <b>重要な役割を担う職員の選任及び解任</b> （法第45条の13第4項第3号）</li> <li>・ <b>従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止</b>（法第45条の13第4項第4号）</li> <li>・ <b>コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備</b>（法第45条の13第4項第5号） ※一定規模を超える法人のみ</li> <li>・ <b>競業及び利益相反取引</b> （法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項）</li> <li>・ <b>計算書類及び事業報告等の承認</b> （法第45条の28第3項）</li> </ul>

	理 事 会（法第45条の13）
	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除（法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項）</li> <li>・ その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>

※租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合には、異なる部分があります（第7節の参考事項参照）。

（例）重要事項の議決のうち、次の事項については、理事会における理事総数（現在数）の3分の2以上の多数による同意又は承認、及び評議員会の承認を必要とします。

「事業計画及び収支予算」「基本財産の処分」

「臨機の措置（予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄）」

「公益事業・収益事業に関する重要な事項（公益事業・収益事業を行う法人に限る。）」

\* これらについては、社会福祉法では、評議員会の承認は必要ではなく、理事会の議決は、過半数となります。

\* 理事総数（現在数）の3分の2以上の同意又は承認が必要なため、議決について特別の利害関係を有する理事を除く理事の出席は、3分の2以上なければ理事会は成立しないこととなります。

### 3 評議員、理事及び監事の親族等の特殊関係者の制限

#### (1) 評議員の特殊関係者

評議員は、評議員会を通じて役員を監督する役割を担うことから、役員や他の評議員から独立した地位を確保する必要があります。

評議員には、各評議員又は各役員の配偶者又は3等親以内の親族のほか、以下の特殊関係者が含まれてはならないものとされています（法第40条第4項及び第5項、社会福祉法施行規則第2条の7及び第2条の8）。

#### ①各評議員と特殊の関係がある者

ア 評議員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者

イ 当該評議員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）

ウ 当該評議員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者

エ イ及びウに掲げる者の配偶者

オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者

カ 当該評議員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該評議員」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の合計数が、当該社会福祉法人の評議員の総数の1/3を超える場合に限る。）

キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、当該他の社会福祉法人の評議員の総数の1/2を超える場合に限る。）

ク 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限る。）

i 国の機関    ii 地方公共団体    iii 独立行政法人

iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人    v 地方独立行政法人

- vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

## ②各役員と特殊の関係がある者

- ア 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 当該役員の使用人
- ウ 当該役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にするもの
- カ 当該役員が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の評議員」の総数が、「当該社会福祉法人の評議員」の総数の1/3を超える場合に限り。）
- キ 他の社会福祉法人の役員又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限り。）

## (2) 理事の特殊関係者

理事には、理事本人を含め、その配偶者及び3親等以内の親族その他以下の各理事と特殊の関係にある者が理事総数の1/3を超えて含まれてはなりません（上限は3人）（法第44条第6項及び社会福祉法施行規則第2条の10）。

### ①各理事と特殊の関係がある者

- ア 理事と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 理事の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ウ 理事から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者
- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者
- カ 理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限り。）
- キ 第2条の7第8号に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の理事」の総数が、「当該社会福祉法人の理事」の総数の1/3を超える場合に限り。）

## (3) 監事について

監事は、その業務の性質上、法人の業務執行から独立した地位を保証する必要があることから、各役員（配偶者又は3親等以内の親族その他以下の各役員と特殊の関係がある者）が含まれてはなりません（法第44条第7項及び社会福祉法施行規則第2条の11）。

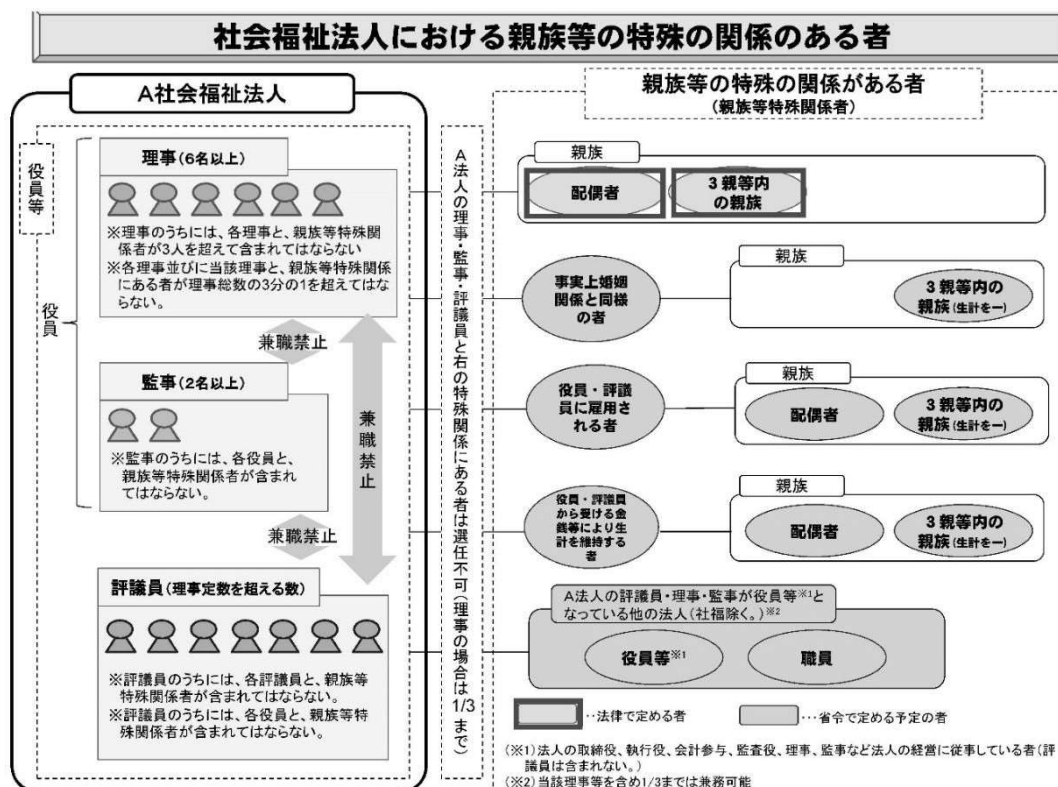
### ①各監事と特殊の関係がある者

- ア 役員と事実上婚姻関係と同様の事情にある者
- イ 役員の使用人（秘書、執事など、評議員が個人的に雇っている者）
- ウ 役員から受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
- エ イ及びウに掲げる者の配偶者

- オ アからウまでに掲げる者の3親等以内の親族であって、これらの者と生計を一にする者  
 力 理事が役員・業務を執行する社員（主に社団の社員を指す。）である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。）  
 キ 当該監事が役員若しくは業務を執行する社員である他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員（「当該監事」及び「当該他の同一の団体の役員、業務を執行する社員又は職員である当該社会福祉法人の監事」の合計数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。）  
 ク 他の社会福祉法人の理事又は職員（当該他の社会福祉法人の評議員となっている当該社会福祉法人の「評議員」及び「役員」の合計数が、「当該他の社会福祉法人の評議員」の総数の1/2を超える場合に限る。）  
 ケ 次に掲げる団体の職員のうち国会議員又は地方公共団体の議会の議員でない者（「当該団体の職員である当該社会福祉法人の監事」の総数が、「当該社会福祉法人の監事」の総数の1/3を超える場合に限る。）  
 i 国の機関    ii 地方公共団体    iii 独立行政法人  
 iv 国立大学法人又は大学共同利用機関法人    v 地方独立行政法人  
 vi 特殊法人（特別の法律により特別の設立行為をもって設立された法人であって、総務省設置法第4条第1項第9号の規定の適用を受けるものをいう。）又は認可法人（特別の法律により設立され、かつ、その設立に関し行政官庁の認可を要する法人をいう。）

※「親族等」

- ・社会福祉法では、「配偶者及び3親等以内の親族」です。
- ・租税特別措置法第40条の特例を受ける場合の規定である租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号では、「配偶者及び6親等以内の血族及び3親等以内の姻族」です。



## 4 理事長の専決事項

---

社会福祉法人において日常よく行われる契約、決定等については、あらかじめ理事会の決定により理事長が専決できるようにすることができます。この理事長の専決事項は、定款施行細則や理事長専決規程などの形で明確に規定する必要があります。理事長の専決した事項は、理事会に報告が必要です（「定款例」第24条参照）。

理事長の専決事項として理事会が定めるものの例は次のとおりです。

なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないとされています。

- (1) 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免
- (2) 職員の日常の労務管理・福利厚生に関する事
- (3) 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの
- (4) 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの
- (5) 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの
  - ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入
  - イ 施設設備の保守管理、物品の修理等
  - ウ 緊急を要する物品の購入等
- (6) 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分
- (7) 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄
- (8) 予算上の予備費の支出
- (9) 入所者・利用者の日常の処遇に関する事
- (10) 入所者の預り金の日常の管理に関する事
- (11) 寄附金の受入れに関する決定

※(3)(6)(7)(11)については、法人運営に重大な影響があるものを除く。

※理事長が専決できることとする場合は、次の点を対象として具体的に定めてください。

- ・(1)については、人事の範囲
- ・(5)については、契約の金額及び範囲
- ・(6)については、取得等の範囲
- ・(7)については、処分できる固定資産等の範囲

## 5 会計監査人

---

### ○会計監査人の資格

会計監査人は、公認会計士又は監査法人でなければなりません（法第45条の2第1項）。

また、公認会計士法の規定により、計算書類について監査することができない者は、会計監査人となることができません（同条第3項）。

具体的には、公認会計士法第24条又は第34条の11の規定により、公認会計士又は監査法人が当該社会福祉法人の役員等となっている場合等については、会計監査人となることができません。

### ○会計監査人の任期

会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとします（法第45条の3第1項）。

定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなされま  
す（同条第2項）。

### ○会計監査人の職務及び権限等

会計監査人は、社会福祉法人の計算書類及びその附属明細書並びに財産目録を監査し、  
会計監査報告を作成する義務を負います（法第45条の19第1項及び第2項）。

会計監査人は、その職務を適切に行うため、会計帳簿又はこれに関する資料を閲覧謄写  
できるほか、理事及び当該社会福祉法人の職員に対し会計に関する報告を求めることがで  
きます（同条第3項）。

また、その職務を行うため必要があるときは、当該社会福祉法人の業務及び財産の状況  
の調査をすることができます（同条第4項）。

会計監査人は、職務を行うに当たっては、監査の公正を期すため、当該社会福祉法人の  
理事、監事又は当該社会福祉法人の職員である等の関係のある者を補助者として使用する  
ことができません（同条第5項）。

## 第5節 社会福祉法人の資産

### 1 必要な資産

社会福祉法人は、社会福祉事業という公益性の高い事業を安定的・継続的に経営していくことが求められています。このため、特に財政面において、確固とした経営基盤を有している必要があるため、「社会福祉事業を行うに必要な資産を備えなければならない」（法第25条）と規定されています。

#### (1) 資産の原則

社会福祉法人は、社会福祉事業を運営するのに必要な土地及び建物を自己所有していることが原則です（社会福祉法人審査基準第2）。

なお、都市部等土地の取得が極めて困難な地域においては、不動産の一部（社会福祉施設※を経営する法人の場合は、土地）に限り、国若しくは地方公共団体以外の者から貸与を受けていることとして差し支えないとされていますが、この場合には、事業の存続に必要な期間の地上権又は賃借権を設定し、かつ、これを登記しなければなりません。

不動産の賃借による場合、賃借料の水準は、法人の経営の安定性の確保や社会福祉事業の特性に鑑み、極力低額であることが望ましいものであり、また、法人が当該賃借料を長期間にわたって安定的に支払う能力があると認められる必要があります。

また、当該法人の理事長又は当該法人から報酬を受けている役員等から賃借により貸与を受けることは、望ましくありません。（社会福祉法人審査要領第2）

※社会福祉施設とは・・・

社会福祉法においては、第一種社会福祉事業の施設を指します。

「第六十二条 市町村又は社会福祉法人は、施設を設置して、第一種社会福祉事業を経営しようとするときは、その事業の開始前に、その施設（以下「社会福祉施設」という。）を設置しようとする地の都道府県知事に、次に掲げる事項を届け出なければならない。（以下、略）」

#### (2) 資産の特例

##### ア 特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」（平成12年8月22日社援第1896号、老発第599号厚生省社会・援護局長、老人保健福祉局長連名通知）に定める取扱いとして差し支えないこと。

##### イ 地域活動支援センターを設置する場合

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく地域活動支援センターの経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成24年3月30日社援発0330第5号、厚生労働省社会・援護局長通知）に定める取扱いとして差し支えないこと。

##### ウ 既設法人が福祉ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から施設用地の貸与を受けて既設法人が福祉ホームを設置する場合の要件緩和について」平成12年9月8日障第669号、社援第2028号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長連名通知）に定める取扱いとして差し支えないこと。

### エ 既設法人が通所施設を設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人が通所施設を設置する場合の要件緩和について」(平成12年9月8日障第670号、社援第2029号、老発第628号、児発第732号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知)に定める取扱いとして差し支えないこと。

### オ 既設法人以外の法人が保育所を設置する場合

「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号厚生労働省雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)に定める取扱いとして差し支えないこと。

### カ 地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」又は構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」を設置する場合

「地域密着型介護老人福祉施設の「サテライト型居住施設」及び構造改革特別区域における「サテライト型障害者施設」の用に供する不動産に係る取扱いについて」(平成16年12月13日社援発第1213003号・老発1213001号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

### キ 幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業(利用定員が10人以上であるものに限る。)を行う施設を設置する場合

社会福祉法人が設置する幼保連携型認定こども園又は小規模保育事業を行う施設については、保育所と同様に「不動産の貸与を受けて保育所を設置する場合の要件緩和について」(平成16年5月24日雇児発第0524002号、社援発第0524008号雇用均等・児童家庭局長、社会・援護局長連名通知)第1の1及び2に準じた取扱いとして差し支えないこと。

### ク 国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合

「国又は地方公共団体以外の者から不動産の貸与を受けて既設法人がサテライト型居住施設である地域密着型特別養護老人ホーム以外の特別養護老人ホームを設置する場合の要件緩和について」(平成28年7月27日社援発0727第1号・老発0727第1号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知)に定めるとおりの取扱いとして差し支えないこと。

## 2 資産の区分

---

社会福祉法人の資産の区分は、次のとおりです。

- ・基本財産
- ・公益事業用財産(公益事業を行う場合に限りませう。)
- ・収益事業用財産(収益事業を行う場合に限りませう。)
- ・その他財産(上記以外のもの)



※ 資産に関する事項は、定款の記載事項となります（基本財産については、その内容を記載します）。

## 3 基本財産

---

### (1) 社会福祉施設を経営する法人の基本財産の原則

ア すべての施設についてその施設の用に供する不動産は、基本財産としなければなりません。

イ すべての社会福祉施設の用に供する不動産が国又は地方公共団体から貸与又は使用許可を受けているものである場合にあっては、1,000万円以上に相当する資産（現金、預金、確実な有価証券又は不動産に限る。）を基本財産として有している必要があります。

※ 社会福祉法人が重要と認める財産は基本財産として差し支えありません

### (2) 社会福祉施設を経営しない法人の基本財産の原則

社会福祉施設を経営しない法人については、一般に設立後の収入に安定性を欠くおそれがあり、設立において事業継続を可能とする財政基盤を有することが必要であるため、原則として1億円以上の資産を基本財産として有していなければなりません。

ただし、委託費等で事業継続に必要な収入が安定的に見込める場合は、法人の安定的運営が図られるものとして所轄庁が認める額の資産とすることができます。

### (3) 社会福祉施設を経営しない法人の基本財産の特例

#### ア 居宅介護等事業を行う場合の特例

居宅介護等事業とは 母子家庭居宅介護等事業、寡婦居宅介護等事業 父子家庭居宅介護等事業、老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護又は行動援護に限る。）をいいます。

次の(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば、1,000万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。ただし、併せて行うことができる事業の範囲も決められています。

#### 【特例の要件】

(ア) 5年(特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第2条第2項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該居宅介護等事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には3年)以上にわたって、居宅介護等事業の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成9年法律第123号）に基づく指定居宅サービス事業者、指定地域密着型サービス事業者、指定介護予防サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定又は障害者総合支援法（平成17年法律第123号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定を受けていること。

(イ) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

居宅介護等事業の経営のみを行うことを原則としますが、次に掲げる事業については、居宅介護等事業の経営と併せて行うことができるものとします。

- 障害児相談支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業
- 障害児通所支援事業又は老人デイサービス事業
- 重度障害者等包括支援
- 移動支援事業
- 地域活動支援センターを経営する事業
- 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

「居宅介護等事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 12 年 9 月 8 日障第 671 号、社援第 2030 号、老発第 629 号、児発第 733 号厚生省大臣官房障害保健福祉部長、社会・援護局長、老人保健福祉局長、児童家庭局長連名通知）

イ 共同生活援助事業等を行う場合の特例

共同生活援助事業等とは 認知症対応型老人共同生活援助事業、小規模多機能型居宅介護事業 看護小規模多機能型居宅介護福祉事業 障害福祉サービス事業（共同生活援助に係るものに限る。）をいいます。

次の(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば、1,000 万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。ただし、併せて行うことができる事業の範囲も決められています。

【特例の要件】

(ア) 5 年（特定非営利活動促進法（平成 10 年法律第 7 号）第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該共同生活援助事業等の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には 3 年）以上にわたって、共同生活援助事業等の経営の実績を有しているとともに、地方公共団体からの委託、助成又は介護保険法（平成 9 年法律第 123 号）に基づく指定地域密着型サービス事業者若しくは指定地域密着型介護予防サービス事業者、指定居宅サービス事業者の指定若しくは障害者総合支援法（平成 17 年法律第 123 号）に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定若しくは児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）に基づく指定障害児通所支援事業者（保育所等訪問支援事業者を除く。）の指定を受けていること。

(イ) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

共同生活援助事業等の経営のみを行うことを原則としますが、次に掲げる事業については、共同生活援助事業等の経営と併せて行うことができるものとします。

- 障害児相談支援事業、一般相談支援事業、特定相談支援事業
- 老人デイサービス事業、障害福祉サービス事業（生活介護、自立訓練（宿泊型自立訓練を除く。）、就労移行支援又は就労継続支援に限る。）又は障害児通所支援事業

- 老人居宅介護等事業、障害福祉サービス事業（居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護及び重度障害者等包括支援に限る。）
- 移動支援事業
- 地域活動支援センター
- 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

「共同生活援助事業等の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件等について」（平成 14 年 8 月 30 日社援発第 0830007 号、老発第 0830006 号厚生労働省社会・援護局長、老健局長連名通知）

ウ 介助犬訓練事業又は聴導犬訓練事業を行う場合の特例

次の(ア)及び(イ)の要件を満たしていれば、1,000 万円以上に相当する資産を基本財産とすることで足りるものとされています。ただし、併せて行うことができる事業の範囲も決められています。

【特例の要件】

- (ア) 5 年（特定非営利活動促進法第 2 条第 2 項に規定する特定非営利活動法人の場合又は当該訓練事業の事業所の所在地の市町村長が法人格を取得することについて推薦をした場合には 3 年）以上にわたって、訓練事業の経営の実績を有しているとともに、訓練事業について、地方公共団体又は民間社会福祉団体からの委託又は助成を受けているか、あるいは過去に受けていたことがあること。
- (イ) 一の都道府県の区域内においてのみ事業を実施すること。

【併せて行うことができる事業の範囲】

訓練事業の経営のみを行うことを原則としますが、次に掲げる事業については、訓練事業の経営と併せて行うことができます。

- 公益事業及び収益事業（所轄庁が認めた場合）

【根拠通知】

「介護犬訓練事業又は聴導犬訓練事業の経営を目的として社会福祉法人を設立する場合の資産要件の緩和等について」（平成 15 年 5 月 8 日社援発第 0508002 号厚生労働省社会・援護局長通知）

## 4 財産の管理運用

基本財産は、社会福祉法人存立の基礎となるものであるため、これを処分（※）し、または担保に供する場合には、所轄庁の承認を受けなければなりません。

※ 基本財産の取り壊し、売却、交換、貸与等使用権の設定、その他の財産への切り替え等が、基本財産の処分に該当します。

(1) 基本財産

基本財産（社会福祉施設を経営する法人にあっては、社会福祉施設の用に供する不動産を除く。）の管理運用は、安全、確実な方法が求められます。

すなわち、元本が確実に回収できるほか、固定資産としての常識的な運用益が得られ、又は利用価値を生じる方法で行う必要があり、次のような財産又は方法で管理運用することは、原則として適当ではありません。

- ア 価格の変動が著しい財産（株式、株式投資信託、金、外貨建債券等）
- イ 客観的評価が困難な財産（美術品、骨董品等）
- ウ 減価する財産（建築物、建造物等減価償却資産）
- エ 回収が困難になるおそれのある方法（融資）

## (2) 公益事業用財産及び収益事業用財産

公益事業及び収益事業に供する財産は、他の財産と明確に区分して管理することが必要です。ただし、事業規模が小さい公益事業については、当該法人の行う社会福祉事業の円滑な遂行を妨げるおそれのない限りで他の財産を活用して差し支えありません。

## (3) その他財産

基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産以外の財産は、すべてその他財産となります。

その他財産の管理にあたっては、安全、確実な方法で行うことが望ましいとされています。

株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用も認められていますが、子会社の保有のための株式の保有等は認められないものであり、株式の取得は、公開市場を通してのもの等に限られます。

ただし、上記にかかわらず、以下の要件を満たす場合には、保有割合が2分の1を超えない範囲で、未公開株を保有することが可能です。

- ① 社会福祉に関する調査研究を行う企業の未公開株であること。
- ② 法人において、実証実験の場を提供する等、企業が行う社会福祉に関する調査研究に参画していること。
- ③ 未公開株への拠出（額）が法人全体の経営に与える影響が少ないことについて公認会計士又は税理士による確認を受けていること。

## 第6節 社会福祉法人設立時の資金

### 1 運営資金

#### ① 運転資金

基本財産以外で、運転資金として、年間総事業費（資金収支計算書の事業活動支出額に相当する額）のうち下記に記載する額以上の現金・預金等を保有していることが望ましいとされています。

法人が実施する事業	保有すべき運転資金額
介護保険施設・事業所	年間総事業費の1/2分の3
障がい者（児）施設・事業所	年間総事業費の1/2分の3
上記以外	年間総事業費の1/2分の1

#### ② 法人事務費

設立に際しては、別途登記等の事務費などがかかるため、法人事務費として必要とする額で100万円以上を有していることが望ましいとされています。

### 2 寄附金

法人の設立に際して、寄附金が予定されている場合、法人設立後にその寄附が履行されないと、法人運営に著しく支障を来します。したがって、法人設立時の寄附については、以下の要件を満たす必要があります。

#### (1) 書面による贈与契約の締結等が必要です。

贈与契約は、双方の意思表示で成立します。しかし、書面により贈与契約がなされていないと、贈与が撤回されるおそれがあります。設立後、その贈与契約が撤回されることのないように、書面による贈与契約が締結されるとともに、寄附者の所得能力、営業実績、資産状況等から当該寄附が確実に行われることが証明される必要があります。

#### (2) 借入金に対する償還財源、不動産の賃借料その他必要とされる経常経費について、寄附金が予定されている場合も(1)と同様ですが、特に個人の寄附については、年間の寄附額をその者の年間所得から控除した後の所得額が社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていなければなりません。

#### (3) 寄附金は、基本金として繰り入れます。

- ・第1号基本金は、基本財産等を取得するための寄附金
- ・第2号基本金は、上記の取得に係わる借入金の元本返済のための寄附金
- ・第3号基本金は、法人設立時に運転資金として受けた寄附金

### 3 借入金

法人設立時の独立行政法人福祉医療機構等からの借入金については、償還計画及び資金計画を立てるとともに、支払いが無理なく行われるものでなければなりません。特に、寄附金による支払いを予定している場合には、次の要件を満たす必要があります。

- (1) 償還に充てることを予定している寄附金については、設立時の寄附金の要件を満たすこと。
- (2) 個人の寄附金については、年間の寄附額をその者の年間所得額から控除した後の所得額が、社会通念上その者の生活を維持できると認められる額を上回っていること。
- (3) 原則として、完済時（10～20年後）においても寄附できる年齢であること。
- (4) 寄附の継承者を必ず置き、同様とすること。

## 第7節 社会福祉法人の設立に向けて

社会福祉法人を設立するには、所轄庁の認可を受けなければなりません（法第31条）。

社会福祉法人は、社会福祉法に基づく社会福祉事業（法第2条）を行うことを目的に設立された法人であり、社会福祉事業の実施を目的としないものは、社会福祉法人とはなり得ません。

したがって、社会福祉法人の設立準備は、事業所管課との間で、施設の整備など社会福祉事業を行う協議と並行して、社会福祉法人設立についての事前相談を行ってください。

### 1 設立認可の時期

---

特別養護老人ホーム、障害者施設等の社会福祉施設を整備して社会福祉法人を設立する場合は、施設建設関係の手続きが終了して補助金の交付が確実にした後で、社会福祉法人の設立認可の判断をします。

ただし、都市計画法の開発許可申請が必要な整備計画については、開発許可申請時までに社会福祉法人の設立が必要となります。

### 2 申請事務手続きの進め方

---

申請書類の作成に際しての事業所管課に対する問い合わせ・協議等は、設立代表者及び準備委員会委員の方に主体となって行っていただきます。申請手続きの過程で法人資産の確保、事業計画、収支計画をはじめとして、法人・施設運営の根幹に係る内容の検討が進められていきます。仮に、設計事務所やコンサルタント等に、申請手続きの一部を依頼したとしても、準備委員会の代表者（設立代表者）や委員等、法人・施設の運営責任者となる予定の方が、申請手続きの各段階において、責任をもって携わるようにしてください。これらの作業を全面的に上記事業者等に委託した場合、委託契約が完了し事業者が引き揚げてしまうと検討経過を掌握して引き継ぐ人がおらず、混乱をきたすことになりかねません。

### 3 社会福祉法人設立に関する事前相談

---

社会福祉法人を設立するためには、各関係機関や地域住民の理解を得るなど多くの調整事項を必要とし、また、社会福祉事業の許可・施設整備・法人設立に関する多くの書類の準備を必要とします。そのため、社会福祉法人を設立し、事業を開始するまでに相当の時間を要します。

事前相談には、十分な余裕をもって、臨んでください。

#### (1) 経営する社会福祉事業について

経営する社会福祉事業・建設する社会福祉施設について、越谷市の福祉施策に沿った事業であるか、また、その事業を行う場所、事業の概要、施設整備の計画及び資金計画などはどうなっているのか等について、事前に相談していただく必要があります。

社会福祉事業に関する相談は、それぞれの事業所管課で行います。事業の種類によっては、所管が埼玉県になる場合があります。

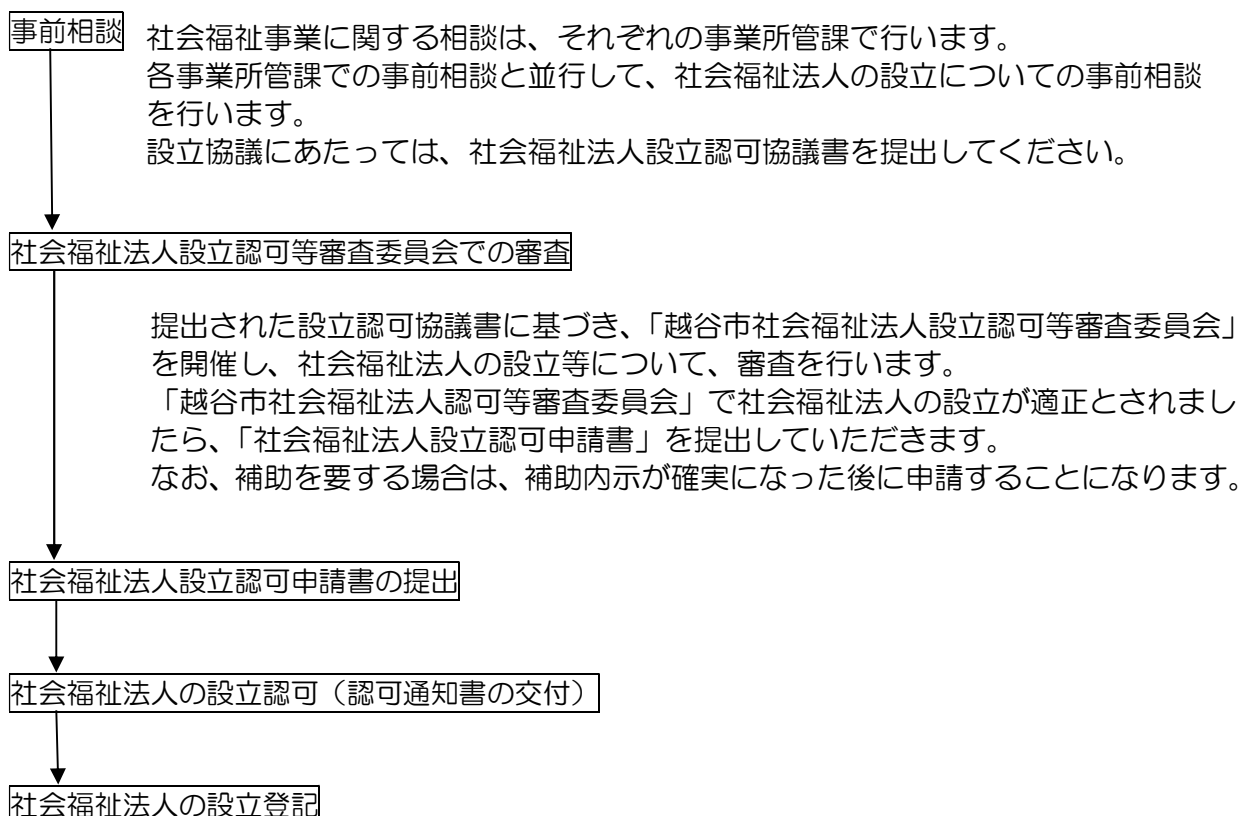
開始する事業・相談内容	事業所管課
保育・児童福祉に関する事業	子ども育成課
障がい児福祉サービスに関する事業	子育て支援課
障がい者福祉サービスに関する事業	障害福祉課
高齢者福祉サービスに関する事業	介護保険課
生活保護・その他関連事業	生活福祉課

また、社会福祉事業のために使用する土地及び建物について、都市計画法や建築基準法等により制限を受ける場合や許可等が必要になる場合があるので、関係各課（都市計画課、建築住宅課）へ事前に相談することも必要です。

## (2) 社会福祉法人の設立について

各事業所管課での事前相談を経て、その社会福祉事業を行うことになり、社会福祉法人の設立が必要となった場合において、社会福祉法人設立の事前相談を行います。なお、社会福祉法人は、社会福祉事業を行うことを目的とした法人であるため、社会福祉事業の実施計画が進んでいない段階では、社会福祉法人の設立に向けた手続きは進められません。

## 4 社会福祉法人設立スケジュール





## (参考)

### **租税特別措置法第40条の特例の適用を受けるに当たっての留意点**

(社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて(平成28年11月11日付け事務連絡)から抜粋)

1. 個人が法人に対して土地、建物などの財産を寄附した場合には、これらの財産は寄附時の時価で譲渡があったものとみなされ、これらの財産の取得時から寄附時までの値上がり益がある場合には、寄附者の所得税の課税対象とされる(所得税法第59条第1項第1号)。

一方、これらの財産を社会福祉法人を含む公益法人等に寄附した場合において、一定の要件を満たすものとして国税庁長官の非課税の承認を受けたときは、この所得税について非課税とする制度が設けられている(租税特別措置法第40条第1項)。

2. 社会福祉法人が受贈法人として国税庁長官の非課税の承認を受けるにあたっての留意事項について、下記のとおり整理したので参考とされたい。

(1) 当該適用を受けるにあたっては、社会福祉法等における規定を遵守するほか、次に掲げる事項が定款に規定されていることが必要となる。

① 社会福祉法等における親族等特殊関係者の制限及び租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号で定める親族等特殊関係者(※1)に関する規定が規定されていること。

② 残余財産の帰属先については、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。

なお、定款例のとおり規定されている、または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

③ 評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数であること。

④ 重要事項の議決のうち、以下の事項については、

- ・ 理事会における理事総数(現在数)の3分の2以上の多数による同意又は承認
- ・ 評議員会の承認を必要とすること。

「事業計画及び収支予算」

「基本財産の処分」

「臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)」

「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」

※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

⑤ 贈与又は遺贈に係る財産が贈与又は遺贈をした者又はこれらの者の親族が法人税法第2条第15号に規定する役員となっている会社の株式又は出資である場合には、その株式又は出資に係る議決権の行使に当たっては、あらかじめ理事会において理事総数(現在数)の3分の2以上の同意を得ることを必要とすること。

※1 親族等特殊関係者

○租税特別措置法施行令第25条の17

(公益法人等に対して財産を寄附した場合の譲渡所得等の非課税)

第6項 贈与又は遺贈により財産を取得した公益法人等が、次に掲げる要件を満たすときは、前項第3号の所得税又は贈与税若しくは相続税の負担を不当に減少させる結果とならないと認められるものとする。

一 その運営組織が適正であるとともに、その寄附行為、定款又は規則において、その理事、監事、評議員その他これらの者に準ずるもの(以下この項及び次項において「役

員等」という。)のうち親族関係を有する者(※2)及びこれらと次に掲げる特殊の関係がある者(次号及び次項において「親族等」という。)の数がそれぞれの役員等の数のうちに占める割合は、いずれも3分の1以下とする旨の定めがあること。

イ 当該親族関係を有する役員等と婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者

ロ 当該親族関係を有する役員等の使用人及び使用人以外の者で当該役員等から受ける金銭その他の財産によって生計を維持しているもの

ハ イ又はロに掲げる者の親族でこれらの者と生計を一にしているもの

ニ 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者のほか、次に掲げる法人の法人税法第2条第15号に規定する役員((1)において「会社役員」という。)又は使用人である者

(1) 当該親族関係を有する役員等が会社役員となっている他の法人

(2) 当該親族関係を有する役員等及びイからハまでに掲げる者並びにこれらの者と法人税法第2条第10号に規定する政令で定める特殊の関係のある法人を判定の基礎にした場合に同号に規定する同族会社に該当する他の法人

※2 親族関係とは「配偶者及び6親等以内の血族及び3親等以内の姻族」をいう。

## 第8節 社会福祉法人設立認可協議書の作成

### 1 提出書類及び部数

社会福祉法人設立認可協議書及び添付書類を1部提出すること。

※各種証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出すること。

※押印及び自署のある書類（公的機関等が発行する証明書類を含む。）は、原本又は写しに原本証明を付して提出すること。

※原本証明の例  
原本と相違ないことを証明します。  
〇〇年 〇月〇〇日  
（仮称）社会福祉法人 〇〇会  
設立代表者 〇〇 〇〇 実印

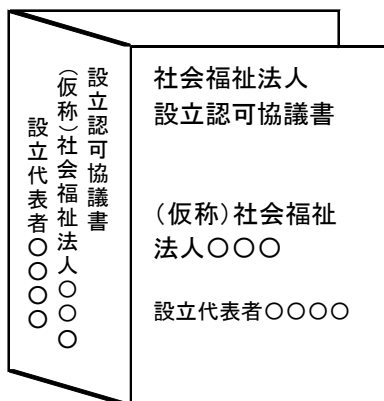
### 2 提出書類の体裁

ファイル（A4-S判）に標題等を記載し、書類を綴じる。

書類のサイズは、A4判とする。函面等A3判の書類は折り込み、サイズが小さいものについては、A4用紙に貼り付けるなどして、A4判に統一する。

添付書類一覧を目録として使用し、添付した書類には〇印を付け、添付書類一覧の順番に綴じる。

各書類の間に仕切として白紙を挟み、これに添付書類一覧の番号等を記入したインデックス（1（1）、2（2）・・・）を見出しとして貼付する。※役員等関係書類（履歴書、就任承諾書・・・）については、役員等ごとに氏名を記入したインデックスを貼付する。



※表紙及び背表紙に  
「社会福祉法人設立認可協議書  
（仮称）社会福祉法人〇〇〇会」及び  
「設立代表者 〇〇〇〇」と表記する。

### 3 提出先

越谷市福祉部福祉指導監査課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1

# 社会福祉法人設立認可協議書

年 月 日

(所在地)

(法人名) (仮称)

(設立代表者名)

印

設立法人	(法人名称・ふりがな)		(所在地)		越谷市					
整 備 設 施	(施設種別)	(施設名)	(定員)	(所在地)						
	①		名							
	②		名							
	③		名							
区 分	(ふりがな)氏名	生年月日(年齢)	現 職	社会福祉事業 関 係 歴 等	役員等選任区分(該当に○印)					特殊関係者の有無
					事業経営 意識見	地域福祉 関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	
役 員 等	代表者			(現・元)						有・無
	理 事			(現・元)						有・無
				(現・元)						有・無
				(現・元)						有・無
				(現・元)						有・無
				(現・元)						有・無
	監 事			(現・元)						無
				(現・元)						無
	評 議 員			(現・元)						有・無
				(現・元)						有・無
			(現・元)						有・無	
			(現・元)						有・無	
			(現・元)						有・無	
土 地	地 目	筆 ㎡	整 備 資 金 計 画	総 合 計	施設整備等		土地の購入		運転資金等	
	規 制			合計	補助者等	金額	補助者等	金額	補助者等	金額
	所 有 者			補助 資金等	越谷市					
	取 得	寄附 購入 借用(地上権・賃借権)		借入 資金	独立行政法人 福祉医療機構					
	面 積	㎡		寄附 金	(寄附者名)			(寄附者名)		(寄附者名)
	構 造			自己 資金						
施 設	面積	㎡								
	建設に係る地 域住民への説 明状況	有 ・ 無								
現 金	円 (※現金を基本財産とする場合に記入)									
借 入 償 還 計 画 (千円)	借入先	新 規 借 入 分			新規借入分の償還財源内訳(利子分を含む)			(参考)		
		元 金		利子分 計	合 計	寄附金	給付費		合 計	
	年度	福祉医療機構	その他金融機関						既借入分 計	
	年度 (償還初年度)									
	年～年度 (累計額)									
年度 (償還最終年度)										
計										
設立時の 運営費	運転資金	千円	寄附者名 ・金額 ①	千円 ②	千円					
	法人事務費	千円	寄附者名 ・金額 ①	千円 ②	千円					

## 社会福祉法人設立認可協議書添付書類一覧

添付書類名		様式	添付
<b>I 事業等</b>			
1	社会福祉法人設立趣意書（法人・施設設立趣意、経緯、経営方針等）		
2	設立準備委員会の議事録（開催されたすべての議事録）		
3	社会福祉法人定款（案）（定款例を参照して作成する）		
4	事業計画等		
	（1）地域福祉に対する考え方	19	
	（2）事業計画書（できるだけ詳細に）	8	
	（3）施設設立計画書（施設設立協議に提出したもの）		
	（4）法人設立から3年度分（施設開設から2年度分を含む）の資金収支予算内訳書等（年度ごと）		
<b>II 役員等</b>			
5	設立代表者の権限を証する書類（委任状）	9	
6	設立代表者の代理人の権限を証する書類（委任状） （設立代表者が贈与契約等の当事者となる場合）	10 11	
7	設立代表者関係書類		
	（1）履歴書	14	
	（2）就任承諾書	15	
	（3）欠格事由等の確認書	16	
	（4）印鑑登録証明書		
8	役員（理事及び監事）関係書類		
	（1）役員就任予定者名簿	12	
	（2）各役員就任予定者関係書類（設立代表者を除く）		
	①履歴書	14	※1名ごとに①～④の順に綴じる。
	②就任承諾書	15	
	③欠格事由等の確認書	16	
	④印鑑登録証明書		
9	評議員関係書類		
	（1）評議員就任予定者名簿	13	
	（2）各評議員就任予定者関係書類（設立代表者を除く）		
	①履歴書	14	※1名ごとに①～④の順に綴じる。
	②就任承諾書	15	
	③欠格事由等の確認書	16	
	④印鑑登録証明書		
10	施設長関係書類		
	（1）施設長予定者の履歴書（理事の場合は省略）		
	（2）施設長就任承諾書（施設長資格要件取得状況がわかる書類を添付）	17	
	（3）誓約書（施設長予定者が要件を満たしていない場合）	18	

添付書類名		様式	添付
<b>Ⅲ 土地・建物</b>			
共通	1 案内図及び近隣住宅地図		
	2 土地（建物）登記事項証明書		
	3 公図（該当部分がわかるように示す）		
	4 建設図面		
	（1）配置図		
	（2）平面図（各階）		
	（3）立面図		
	（4）各室面積表		
贈与（寄附）・購入	5 土地（建物）贈与契約書・売却確約書	2・3	
	6 土地（建物）贈与（寄附）・売却者関係書類		
	（1）身分証明書（本籍地の市町村で発行） （法人の場合は、登記事項証明書・定款等）		
	（2）登記されていないことの証明書（法務局で発行） （法人の場合は不要）		
	（3）印鑑登録証明書		
	（4）所有権移転登記確約書	4	
	（5）契約の相手方が法人の場合は、議事録等 （贈与（寄附）・売却の決定）		
7 購入価格の根拠となる書類（近隣相場との比較・取引事例等）			
民間借地・借家	8 地上権設定契約書	5	
	9 土地（又は建物）賃貸借契約書及び賃借権登記確約書 （地上権を設定しない場合）	6 7	
	10 土地・建物貸与者関係書類		
	（1）身分証明書（本籍地の市町村で発行） （法人の場合は、登記事項証明書・定款等）		
	（2）登記されていないことの証明書（法務局で発行） （法人の場合は不要）		
	（3）印鑑登録証明書		
	（4）契約の相手方が法人の場合は、議事録等（貸与の決定）		
11 賃借料の根拠となる書類（近隣相場との比較・取引事例等）			
公有地	12 土地貸与予定書等		
	13 土地使用許可予定書等		
<b>Ⅳ 資金</b>			
	1 施設建設費見積書		
	2 設備（備品）整備費見積書		
	3 補助金額積算表・予定証明書・要綱等（補助金額のわかるもの）		
	4 贈与契約書	2	
	5 預金残高証明書（贈与（寄附）金額を上回る額のもの）等		

添付書類名	様式	添付
6 贈与（寄附）者関係書類		
（１）身分証明書（本籍地の市町村で発行） （法人の場合は、登記事項証明書・定款等）		
（２）登記されていないことの証明書（法人の場合は不要）		
（３）印鑑登録証明書		
（４）所得証明書（法人の場合、直近２期分の決算書等）		
（５）相手方が法人の場合は、議事録等（贈与（寄附）の決定）		
7 福祉医療機構借入関係書類		
（１）借入申込書・借入金限度額計算書等（借入金額のわかるもの）		
（２）連帯保証人の所得証明（確定申告書の写）		
（３）償還計画表・償還金財源内訳		
（４）継続的贈与（寄附）申込者の償還金贈与契約書、所得証明等		
8 民間金融機関等（協調融資融資等）の借入関係書類		
（１）融資保証書（様式自由）		
（２）償還計画表・償還金財源内訳		
（３）継続的贈与（寄附）申込者の償還金贈与契約書、所得証明等		
<b>V その他</b>		
1 地域住民への説明状況		
2 関係機関との調整状況		

※添付した書類に○印を付すこと。

※上記以外にも、必要に応じて追加書類の提出を求められることがある。

※各様式を参考にして書類を作成すること。なお、様式に記載されている注は、提出書類に記載する必要はない。

## 第9節 社会福祉法人設立認可申請書の作成

### 1 提出書類及び部数

社会福祉法人設立認可申請書及び添付書類を、正副1部ずつ（計2部）提出すること（副本は認可書として交付します）。

※各種証明書類は、3か月以内に発行されたものを提出すること。

※押印及び自署のある書類（公的機関等が発行する証明書類を含む。）は、原本又は写しに原本証明を付して提出すること。

※原本証明の例

原本と相違ないことを証明します。

〇〇年 〇月〇〇日

（仮称）社会福祉法人 〇〇会

設立代表者 〇〇 〇〇 実印

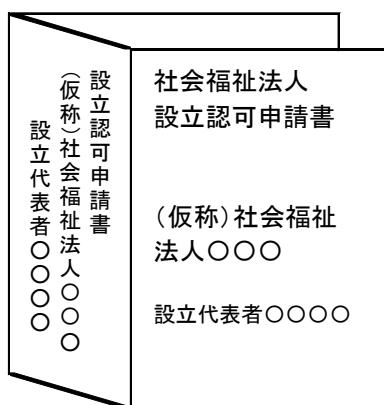
### 2 提出書類の体裁

ファイル（A4-S判）に標題等を記載し、書類を綴じる。

書類のサイズは、A4判とする。函面等A3判の書類は折り込み、サイズが小さいものについては、A4用紙に貼り付けるなどして、A4判に統一する。

添付書類一覧を目録として使用し、添付した書類には〇印を付け、添付書類一覧の順番に綴じる。

各書類の間に仕切として白紙を挟み、これに添付書類一覧の番号等を記入したインデックス（1（1）、2（2）……）を見出しとして貼付する。※役員等関係書類（履歴書、就任承諾書・・・）については、役員等ごとに氏名を記入したインデックスを貼付する。



※表紙及び背表紙に

「社会福祉法人設立認可申請書

（仮称）社会福祉法人〇〇会」及び

「設立代表者 〇〇〇〇」と表記する。

### 3 提出先

越谷市福祉部福祉指導監査課

〒343-8501 埼玉県越谷市越ヶ谷4-2-1



(表面)

社会福祉法人設立認可申請書

年 月 日

越谷市長 宛

(申請者)

設立者又は 住 所

設立代表者 ふりがな  
氏 名

印

社会福祉法人の設立について認可を受けたいので、社会福祉法第31条第1項の規定により次のとおり申請します。

社会福祉法人設立の趣意			
主たる事務所の所在地			
ふりがな 法人の名称			
事業の 種類	社会福祉 事業	第1種	
		第2種	
	公益事業		
	収益事業		

事務担当者 及び連絡先	ふりがな 氏 名	(職名 : )
	住 所	
	電 話	
	F A X	
	E-mail	

(裏面)

資 産	純資産 ⑤-⑥	内					訳			
		社会福祉事業用財産		③公益事業 用財産	④収益事業 用財産	⑤財産計 ①+②+ ③+④	⑥負 債			
		①基本財産	②その他 財産							
円	円	円	円	円	円	円				
役 員 等 と な る べ き 者	理事 監事 評議員 の別※	氏 名	親族等の特 殊関係者の 有無	役員等の資格等(該当に○)					他の社会福祉法人の 理事長への就任状況	
				事業 経営 識見	地域福 祉関係	管理者	事業 識見	財務管 理識見	有無	法人名

※ 理事のうち、理事長予定者については、○を付けること。

(注意)

- 1 この申請書には、社会福祉法施行規則第2条第2項各号に掲げる書類を添付すること。
- 2 記名押印に代えて署名することができる。

## 社会福祉法人設立認可申請添付書類一覧

添付書類名	様式	添付
1 定款（定款例を参照）		
2 設立当初の財産目録		
（1）財産目録	1	
（2）土地の評価額を証明する書類（土地評価証明、売買価格等）		
3 設立当初の財産が法人に帰属することを証明する書類（贈与(寄附)・購入）		
（1）贈与契約書、土地（建物）売却確約書	2・3	
（2）贈与（寄附）者、売却者の身分証明書（本籍地の市町村で発行）		
（3）贈与（寄附）者、売却者の登記されていないことの証明書（法務局で発行）		
（4）贈与（寄附）法人、売却法人の基本約款（贈与（寄附）者、売却者が法人の場合）		
① 法人登記事項証明書		
② 直近2期分決算書（贈与（寄附）の場合）		
③ 社員総会等の議事録（贈与（寄附）、売却の決定）		
（5）贈与（寄附）者、売却者の印鑑登録証明書（法人の場合も要）		
（6）贈与（寄附）者の残高証明書（現金寄附の時に要、法人の場合も要）		
（7）不動産登記事項証明書		
（8）公図（該当部分ができるように示す）		
（9）所有権移転登記確約書	4	
（10）補助金交付決定書（又は内示通知書、確約書等）		
4 法人に帰属しない不動産の使用権限を証する書類（借用）		
（1）地上権設定契約書	5	
（2）土地（又は建物）賃貸借契約書及び賃借権登記確約書	6	
（地上権を設定しない場合）	7	
（3）契約の相手方の印鑑登録証明書（法人の場合も要）		
（4）契約の相手方の身分証明書（本籍地の市町村で発行） （法人の場合は、登記事項証明書、定款等）		
（5）契約の相手方の登記されていないことの証明書（法務局で発行）		
（6）不動産登記事項証明書		
（7）公図（該当部分ができるように示す）		
5 事業計画書等		
（1）事業計画書（できるだけ詳細に）	8	
（2）施設設立計画書（施設設立協議に提出したもの）		
（3）設立から3年度分（施設開設から2年度分を含む）の資金収支予算 内訳書（年度ごと）		
（4）収入、支出等の算出根拠を示した書類		

添付書類名	様式	添付
6 設立代表者関係書類		
(1) 履歴書	1 4	
(2) 就任承諾書	1 5	
(3) 欠格事由等の確認書	1 6	
(4) 印鑑登録証明書		
(5) 権限を証する書類（委任状）	9	
(6) 代理人の権限を証する書類（委任状）	1 0	
（設立代表者が贈与契約等の当事者となる場合）	1 1	
7 役員（理事・監事）等関係書類		
(1) 役員就任予定者名簿	1 2	
(2) 役員就任予定者関係書類		
① 履歴書	※1名ごとに①～④ の順に綴じる。	1 4
② 就任承諾書		1 5
③ 欠格事由等の確認書		1 6
④ 印鑑登録証明書		
(3) 評議員就任予定者名簿	1 3	
(4) 評議員就任予定者関係書類		
① 履歴書	※1名ごとに①～④ の順に綴じる。	1 4
② 就任承諾書		1 5
③ 欠格事由等の確認書		1 6
④ 印鑑登録証明書		
(5) 施設長関係書類		
① 履歴書（理事の場合は省略）	1 4	
② 就任承諾書（施設長資格要件状況がわかる書類を添付）	1 7	
③ 誓約書（施設長予定者が要件を満たしていない場合）	1 8	
8 施設関係書類（施設設立協議に提出したもの）		
(1) 建設計画書	2 0	
(2) 建設図面		
① 配置図		
② 平面図（各階）		
③ 立面図		
④ 案内図		
⑤ 各室面積表		
(3) 施設建設費見積書		
(4) 設備（備品）整備費見積書		
(5) 補助金額積算表		
(6) 独立行政法人福祉医療機構貸付決定通知書、内定通知等		
① 福祉貸付資金借入申込書		
（借入申込計画概要（1）及び（2）を含む）		

添付書類名	様式	添付
② 借入金償還計画表		
③ 借入償還金財源内訳		
④ 連帯保証人の所得証明書		
⑤ 継続的寄附申込者の償還金贈与契約書、所得証明等		
⑥ 融資保証書（様式自由）	※⑥～⑧は協調融資 等で民間金融機関か ら融資を受ける場合	
⑦ 借入金償還計画表		
⑧ 借入償還金財源内訳		
(7) 基本財産編入誓約書等	21	
9 関係機関との調整状況を示すもの（農地転用、開発許可、事業指定等に関する協議経過、関係法令届出書等）		
10 諸規程		
(1) 定款施行細則		
(2) 経理規程		
(3) 運営規程		
(4) 就業規則（含む給与規程）		
11 設立準備委員会（発起人会）の議事録（開催されたすべての議事録）		

※添付した書類に○印を付すこと。

※上記以外にも、必要に応じて追加して書類の提出を求めることがある。

※各様式を参考にして書類を作成すること。なお、様式に記載されている注は、提出書類に記載する必要はない。

様式 1

(仮称) 社会福祉法人〇〇

財 産 目 録 (例) (注 1)

I	資産の部		円
	1 基本財産		円
	(内訳)		
	(1) 土地 (注 2)		
	〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆		m <sup>2</sup>
	m <sup>2</sup> 単価	円	総面積
		m <sup>2</sup>	総額
			円
	(2) 建物 (注 3)		
	〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の建物 1 棟 延べ		m <sup>2</sup>
			円
	(3) 基本財産基金		円
	2 その他財産		円
	(内訳)		
	(1) 建設自己資金		円
	(2) 運転資金		円
	(3) 法人事務費		円
	(4) 土地購入資金 (注 4)		
	(5) 什器備品 (注 5)		
	(6) 権利		円
II	負債の部		円
III	差引正味財産		円

注 1 法人設立に当たって、贈与契約に基づき法人が取得する財産について記載する。 不要の項目は削除する。

注 2 土地は 1 筆ごとに登記事項証明書 (又は登記簿謄本) 記載のとおり記入する。

注 3 既存の建物の贈与を受ける場合に記載する。記載は登記事項証明書 (又は登記簿謄本) 記載のとおり 1 棟単位で行う。

注 4 土地購入資金の贈与を受ける場合に記載する。

注 5 什器備品の贈与を受ける場合に記載する。

様式2

贈 与 契 約 書 (例)

〇〇〇〇 (以下「甲」という。) と (仮称) 社会福祉法人〇〇設立代表者〇〇〇〇 (以下「乙」という。) は、次のとおり贈与契約を締結した。

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇の設立が認可されたときは、別記目録記載の財産を同法人に贈与することを約し、乙はこれを承諾した。

第2条 甲は、前条による贈与を同法人設立後1週間以内に行わなければならない。

第3条 社会福祉法人〇〇の設立の認可が得られないときは、この契約は無効とし、これにより損害が発生した場合、甲は、損害の賠償を請求することができない。

第4条 この契約に定めていない事項については、甲、乙、誠意を持って協議の上決定するものとする。

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名捺印のうえ各1通を所持する。

年 月 日

甲 住所  
氏名 実印

乙 住所  
(仮称) 社会福祉法人〇〇  
氏名 設立代表者〇〇〇〇実印

- (注) 1 契約書原本の写しを添付すること。  
2 甲が設立代表者の場合、乙は選任された代理人とし、氏名に「設立代表者代理人」と冠すること。  
3 贈与者の印鑑証明書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること。

## 別記目録

### 目 録 (例)

1	現金		
		金	円
	(内訳)		
	建設自己資金		円
	運転資金		円
	法人事務費		円
	土地購入資金		円
2	土地 (注1)		
	〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆		m <sup>2</sup>
3	建物 (注2)		
	〇〇郡〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の建物 1 棟	延べ	m <sup>2</sup>
4	什器備品 (注3) (別紙明細書のとおり)		円
5	権利		円

注1 土地は、1筆毎に登記事項証明書(又は登記簿謄本)記載のとおり記入する。従って、土地の一部の贈与が行われる場合は、分筆登記を済ませた後の登記事項証明書(又は登記簿謄本)により記入することとなる。

注2 既存の建物の贈与を受けるときに記入する。記載は登記事項証明書(又は登記簿謄本)記載のとおりに行う。建設中の建物については記入しない。

注3 什器備品については、減価償却後の現在価格とする。



様式3

土地売却確約書（例）

社会福祉法人〇〇の設立が認可されたときは、下記の土地について、ただちに貴法人に対し、売却することを確約いたします。

年 月 日

住所  
氏名（所有者）

実印

（仮称）社会福祉法人〇〇  
設立代表者 〇〇〇〇〇 様

記

土地の所在	地番	地目	地籍（㎡）	実測（㎡）	譲渡価格（円）

- （注） 1 確約書原本の写しを添付すること。  
2 設立代表者が確約する場合、宛先は選任された代理人とし氏名に「設立代表者代理人」と冠すること。  
3 所有者の印鑑証明書、身分証明書及び登記されていないことの証明書を添付すること

様式 4

所有権移転登記確約書（例）

社会福祉法人〇〇の設立が認可されたときは、下記の財産について、ただちに貴法人に対し、所有権移転登記を行うことを確約いたします。

年 月 日

住所  
氏名（所有者）

実印

（仮称）社会福祉法人〇〇  
設立代表者 〇〇〇〇 様 （注1）

記

- |   |                                  |                |
|---|----------------------------------|----------------|
| 1 | 土地<br>〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の土地 1 筆      | m <sup>2</sup> |
| 2 | 建物<br>〇〇〇〇町〇〇丁目〇〇番所在の〇〇造〇建建物 1 棟 | m <sup>2</sup> |

- 注 1 設立代表者が確約する場合、宛先は選任された代理人とし、氏名に「設立代表者代理人」と冠すること。  
2 確約書原本の写しを添付すること。

様式5

地上権設定契約書（例）

土地所有者〇〇〇〇（以下「甲」という。）と（仮称）社会福祉法人〇〇設立代表者〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、地上権設定に関し、次のとおり契約を締結する。

（地上権設定の目的）

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇の設立が認可されたときは、末尾記載の土地を乙が設置経営する〇〇保育園の用に供させる目的をもって、地上権者乙のため地上権を設定する。

（契約期間）

第2条 前条の地上権の契約期間は、 年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

（地代）

第3条 地代は、無償とする。

（登記）

第4条 甲は、この契約締結と同時に、この契約による地上権について登記することを承諾したものとみなす。

（土地の維持管理）

第5条 この契約の対象となる土地が、天災等により流出又は崩壊したときの損害の補てん又は復旧に要する費用は、乙の負担とする。

（その他）

第6条 この契約に定めのない事項については、必要に応じ甲乙協議のうえ決定する。

土地の表示

- 1 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
- 2 地目 宅地
- 3 公簿面積 m<sup>2</sup>

上記契約を証するため、同文2通を作成し、甲、乙署名押印のうえ1通を所持する。

年 月 日

住 所  
甲 氏 名 (実印)

住 所  
乙 (仮称) 社会福祉法人〇〇  
氏 名 設立代表者〇〇〇〇 (実印)

- (注) 1 契約書原本の写しを添付すること。  
2 甲が設立代表者の場合、乙は選任された代理人とし、氏名に「設立代表者代理人」と冠すること。  
3 第3条の地代については、地代の有無により、必要に応じて記載すること。

様式 6

土地賃貸借契約書（例）

土地所有者〇〇（以下「甲」という。）と（仮称）社会福祉法人〇〇設立代表者〇〇（以下「乙」という。）は、土地の賃貸借に関し、次のとおり契約を締結する。

（目的）

第1条 甲は、社会福祉法人〇〇の設立が認可されたときは、末尾記載の土地を乙が設置経営する特別養護老人ホーム〇〇園の敷地にあてるため賃貸する。

（契約期間）

第2条 前条の賃貸の契約期間は、年 月 日から前条の目的によって使用する期間とする。

（賃借料）

第3条 賃借料は年〇〇円とする。

（転貸の禁止）

第4条 乙は、この契約にかかる土地を他に転貸してはならない。

（契約の解除）

第5条 乙が正当な理由がなくこの契約の各条項に違背したときは、甲はこの契約を解除することができる。

2 乙はその都合により、いつでもこの契約の解除を甲に申し入れることができる。

（返還）

第6条 乙は、この契約による土地を返還する場合、原形に復した後、返還しなければならない。ただし、甲の承認を得た場合はこの限りでない。

（その他）

第7条 以上に定めるもののほか、疑義の生じた場合は、甲乙協議のうえ決定する。

この契約が甲乙両者間に成立したことを証し、かつこれを遵守するため2通を作成し、各1通を保持する。

年 月 日

甲 住所  
氏名

実印

乙 住所

（仮称）社会福祉法人〇〇

氏名 設立代表者〇〇〇〇〇実印

土地の表示

1 所在地

2 地目

3 公簿面積 m<sup>2</sup>

（注）1 契約書原本の写しを添付すること。

2 甲が設立代表者の場合、乙は選任された代理人とし、氏名に「設立代表者代理人」と冠すること。

様式7

賃借権登記確約書（例）

社会福祉法人〇〇の設立が認可されたときは、別に締結している土地賃貸借契約に基づき、下記の土地について、賃借権の登記をすることを確約します。

年 月 日

住 所  
氏 名

（実印）

（宛先）

（仮称）社会福祉法人〇〇  
設立代表者 〇〇〇〇 様

記

土地の表示

- 1 所在地 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇丁目〇〇番〇〇号
- 2 地 目 宅地
- 3 公簿面積 m<sup>2</sup>

- （注）1 確約書原本の写しを添付すること。  
2 設立代表者が確約する場合、宛先は選任された代理人とし、氏名に「設立代表者代理人」と冠すること。

様式 8 - 1

○年度特別養護老人ホーム○○園事業計画書（例）

- 1 所在地
- 2 利用定員
- 3 職員定数
- 4 事業開始予定年月日
- 5 事業運営基本計画
  
- 6 利用者の処遇
  
- 7 健康管理
  
- 8 防災計画
  
- 9 日課

10 職員名簿

職名（注1）	氏名（注2）	資 格	年 齢
施設長			
事務長			
事務員			
介護支援専門員			
生活相談員			
介護職員			
〃			
医師			
保健師			
看護師			
機能訓練指導員			
栄養士			
調理員			
介助員			

注1 すべての職員（必要な職種）について記入する。（該当しない職種は削除する。）

注2 採用内定の場合は、その旨記入する。（採用予定年月日等を記入すること。）

注3 記載内容に応じて適宜ページを増やして作成する。

様式 8 - 2

○年度○○保育園事業計画書（例）

1 保育所の運営

(1) 所在地

(2) 定員

歳児	歳児	歳児	歳児	歳児以上	合 計
人	人	人	人	人	人

(3) 職員定数

園 長	主 任 保育士	保育士	調理員	事務員		合 計
人	人	人	人	人	人	人

(4) 事業開始年月日（予定）

2 保育目標

(1) 保育時間

(2) 保育内容

(3) 保育担当者

3 職員名簿

職名（注1）	氏名（注2）	資 格	年 齢
園長			
主任保育士			
保育士			
調理員			
用務員			

その他、○○所在の○○医院の○○○医師及び○○所在の○○歯科医院の  
歯科医師を嘱託医とする。

4 保育施設

(1) 園舎、園庭の概要

(2) 備品等の設備の概要

注1 すべての職員（必要な職種）について記入する。（該当しない職種は削除する。）

注2 採用内定の場合は、その旨記入する。（採用予定年月日等を記入すること。）

注3 記載内容に応じて適宜ページを増やして作成する。

## 様式9

(設立代表者が設立に関する一切の権限を有する場合の委任状の例、  
設立代表者が贈与契約等の当事者(自己契約、双方代理契約)と  
なる場合は、この様式ではなく、様式10、11を参照すること。)

### 委 任 状 (例)

住所(注1)

氏名(注2)

上記の者を(仮称)社会福祉法人〇〇の設立代表者として設立に関し必要な  
一切の権限を委任する。

年 月 日(注3)

設立者(注4)	住所	氏名	実印
設立者(注5)	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印

注1 設立代表者の住所(印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注2 設立代表者の氏名(印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注3 贈与契約日以前の日付である必要がある。省略しないこと。

注4 設立代表者以外の設立者(理事、印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注5 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えない。



## 様式10

(設立代表者が贈与契約等の当事者(自己契約、双方代理契約)となる場合の委任状の例。この様式による場合は、同時に様式11も必要となる。)

### 委 任 状 (例)

住所(注1)

氏名(注2)

上記の者を(仮称)社会福祉法人〇〇の設立代表者として設立に関し必要な権限(〇〇〇<設立代表者氏名>の贈与契約(注3)に係る部分を除く。)の一切を委任する。

年 月 日(注4)

設立者(注5)	住所	氏名	実印
設立者(注6)	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印

注1 設立代表者の住所(印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注2 設立代表者の氏名(印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注3 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は、適当な文書に置き換える。

注4 贈与契約日以前の日付である必要がある。省略しないこと。

注5 設立代表者以外の設立者(理事、印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注6 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えない。

## 様式 1 1

(設立代表者以外の者に設立代表者との贈与契約に係る権限のみを委任する場合の委任状の例、様式 1 0 に関連して作成する。)

### 委 任 状 (例)

住所 (注 1)

氏名 (注 2)

上記の者に (仮称) 社会福祉法人〇〇と〇〇〇〇 <設立代表者氏名> の贈与契約 (注 3) に係る権限を委任する。

年 月 日 (注 4)

設立者 (注 5)	住所	氏名	実印
設立者 (注 6)	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印
設立者	住所	氏名	実印

注 1 設立代表者の代理人の住所 (印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注 2 設立代表者の代理人の氏名 (印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注 3 贈与契約以外にも地上権設定契約等の案件がある場合は、適当な文書に置き換える。

注 4 贈与契約日以前の日付である必要がある。省略しないこと。

注 5 設立代表者の代理人を除く設立者 (理事) 全員。したがって、設立代表者も含まれる。(印鑑登録証明書記載のとおり記入)

注 6 連記式でなく、設立者別の個別の委任状でも差し支えない。

様式 1 2

役員就任予定者名簿 (例)

(仮称) 社会福祉法人〇〇

代表者 に ○	役員 (理事 ・ 監事)	ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	現職	社会福祉事業 関係歴等	役員選任区分 (該当に○印)					特殊関係者 の有無
						事業 経営 識見	地域 福祉 関係	管理 者	事業 識見	財務 管理 識見	
1			( )		現・元						有( ) 無
2			( )		現・元						有( ) 無
3			( )		現・元						有( ) 無
4			( )		現・元						有( ) 無
5			( )		現・元						有( ) 無
6			( )		現・元						有( ) 無
7			( )		現・元						有( ) 無
8			( )		現・元						有( ) 無
9			( )		現・元						有( ) 無
10			( )		現・元						有( ) 無

(注) 1 特殊関係者の有無については、有の場合は、( )内に役員名と関係を記載

様式 13

評議員就任予定者名簿 (例)

(仮称) 社会福祉法人〇〇

	ふりがな 氏 名	生年月日 (年齢)	現職	社会福祉 事業関係歴等	法人の適正運営に必要な識 見を有すると判断した理由	特殊関係者 の有無
1		( )		現・元		有 ( ) 無
2		( )		現・元		有 ( ) 無
3		( )		現・元		有 ( ) 無
4		( )		現・元		有 ( ) 無
5		( )		現・元		有 ( ) 無
6		( )		現・元		有 ( ) 無
7		( )		現・元		有 ( ) 無
8		( )		現・元		有 ( ) 無
9		( )		現・元		有 ( ) 無
10		( )		現・元		有 ( ) 無

(注) 1 特殊関係者の有無については、有の場合は、( )内に評議員名と関係を記載

様式14

## 履 歴 書

年 月 日現在

ふりがな		実印	写真を添付
氏 名			
生年月日 年 月 日			
現住所 〒  TEL ( )			
年	月	主 な 学 歴	
年	月	職 歴	
年	月	社会福祉事業活動歴	
年	月	地域代表としての役職（現在就任しているもの）	
年	月	上記以外に属している団体及び役職（現在属しているもの）	
年	月	法人役員等に関する資格	

様式15

## 就任承諾書

年 月 日

(仮称) 社会福祉法人〇〇

設立代表者 〇〇〇〇 様

住所

氏名

実印

私は、(仮称) 社会福祉法人〇〇の理事（監事、評議員）に就任することを承諾します。

(注) 1 設立代表者の委任状作成日以降の日付である必要がある。省略しないこと。

様式16

## 欠格事由等の確認書

年 月 日

(仮称) 社会福祉法人〇〇

設立代表者 〇〇〇〇 様

住 所

氏 名

実印

- 1 私は、社会福祉法（昭和26年法律第45号。以下「社会福祉法」という）第40条第1項第2号から第5号までに規定する全ての欠格事由に該当しません。
- 2 私は、暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員等の反社会的勢力ではありません。
- 3 私は、各評議員（候補者）及び役員（候補者）について、別紙における関係がある者が  
(どちらかを○で囲んでください。)

いません。 ・ います。

### 【関係がある者がいる場合に記入】

別紙における 項目番号	該当する 役員・評議員名	関係性（例：株式会社Aで役員と 職員の関係など）

- 4 私は、上記第1項から第3項の記載事項に変更がある場合は、遅滞なくその旨を通知します。

## 【別紙】 確認書提出に当たっての参照資料

- 1 社会福祉法第40条第1項第2号から第5号までに規定する欠格事由（確認書1関連）
  - (1) 精神の機能の障害により職務を適正に執行するに当たって必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者
  - (2) 生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (3) 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者
  - (4) 所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員
  
- 2 関係がある者（確認書3関連）
  - (1) あなたの親族関係等
    - ① 配偶者
    - ② 3親等以内の親族（※）
    - ③ 事実上婚姻関係と同様の状態にある者
    - ④ 使用人（個人的に雇用している者）
    - ⑤ あなたから受ける金銭その他の財産によって生計を維持している者
    - ⑥ ④又は⑤に掲げるものの配偶者
    - ⑦ ③から⑤に掲げるものの3親等以内の親族（※）であって、これらの者と生計を一にするもの
  - (※) 租税特別措置法第40条の適用を受ける場合は、6親等以内の血族及び3親等以内の姻族
  
  - (2) あなたの所属する他の団体における役員又は職員等
    - ⑧ あなたが役員若しくは業務を執行する社員となっている他の同一の団体（社会福祉法人を除く。）の役員、業務を執行する社員又は職員
    - ⑨ あなたが理事又は職員である他の社会福祉法人の理事又は職員
    - ⑩ あなたが所属する次に掲げる団体の職員（国会議員及び地方公共団体の議会の議員を除く。）  
国の機関、地方公共団体、独立行政法人、国立大学法人又は大学共同利用機関法人、地方独立行政法人、特殊法人又は認可法人



様式17

施設長就任承諾書（例）

（仮称）社会福祉法人〇〇が設置経営する特別養護老人ホーム〇〇園の施設長に就任することを承諾します。

なお、施設長に就任するに当たっては、その職務に専念することを誓います。

年 月 日

住 所

氏 名

実印

（仮称）社会福祉法人〇〇  
設立代表者 〇〇〇〇 様

（注）1 本承諾書には、施設長資格要件取得状況がわかる関係書類（写）を添付する。

様式18

## 誓約書(例)

越谷市長 宛

私は、(仮称)社会福祉法人〇〇が設置経営する特別養護老人ホーム〇〇園の施設長に就任するに当たり、下記の研修を受講することを誓約します。

年度 社会福祉施設長資格認定講習会  
(厚生労働省指定)

年 月 日

氏名

実印

上記の施設長予定者が、施設開設時までには施設長資格を得られない場合には、他の有資格者を施設長に選任することを誓約します。

年 月 日

(仮称)社会福祉法人〇〇

設立代表者 〇〇〇〇 実印

- (注) 1 法人設立認可協議書には、誓約書の写しを添付すること。  
設立認可申請書には、誓約書原本を添付すること。

様式 19

地域福祉に対する考え方について（例）

社会福祉を目的とする事業を経営する者は、その提供する多様な福祉サービスについて、利用者の意向を十分に尊重し、地域福祉の推進に係る取組を行う他の地域住民等との連携を図り、かつ、保健医療サービスその他の関連するサービスとの有機的な連携を図るよう創意工夫を行いつつ、これを総合的に提供することができるようにその事業の実施に努めなければなりません（社会福祉法第5条）。

そこで、地域に対してどのような貢献ができるのか。地域福祉において果たすべき法人の役割は何かなど、法人の地域福祉に対する考え方や取組等について記載してください。

社会福祉法人名	（仮称）
住 所	越谷市
設立代表者	
1 地域への貢献について（考え方）	
2 地域福祉に対する法人の役割について（考え方）	
3 法人設立後の地域福祉についての具体的な取組について（具体的な案等）	
4 その他、法人としての地域福祉に対する熱意や考えについて（決意表明等）	

様式 20

建設計画書 (例)

(仮称) 社会福祉法人〇〇

- 1 施設名 (ふりがな)
- 2 経営主体
- 3 設置場所
- 4 定員
- 5 敷地の面積
- 6 規模及び構造

造 階建て

1 階床面積	m <sup>2</sup>
2 階床面積	m <sup>2</sup>
3 階床面積	m <sup>2</sup>
計	m <sup>2</sup>

- 7 位置図、案内図、配置図及び平面図 別紙のとおり

- 8 施設設備資金計画

(1) 収入

国・県補助金	円
〇〇市 (町・村) 補助金	円
独立行政法人福祉医療機構借入金	円
自己資金 (寄附金)	円
計	円

(2) 支出

建設主体工事費	円
冷暖房設備工事費	円
浄化槽設備工事費	円
昇降機設備工事費	円
スプリンクラー設備工事費	円
敷地造成工事費	円
設計監理費	円
設備備品整備費	円
計	円

- 9 工事予定期間

(1) 着工年月日 年 月 日

(2) 竣工年月日 年 月 日

- 10 施設事業開始年月日 年 月 日

- (注) 1 内容により適宜変更を加えて作成すること。  
 2 収支のうち不要な項目は削除し、不足の項目は加えること。  
 3 収入、支出とも施設・設備に関するもの及び土地購入資金だけを計上し、運転資金は除外すること。

様式 2 1

基本財産編入誓約書（例）

越谷市長 宛

このたび、（仮称）社会福祉法人〇〇が経営する特別養護老人ホーム〇〇園の土地については取得後、建物については完成後、速やかに基本財産に編入することを誓約いたします。

年 月 日

（仮称）社会福祉法人〇〇

設立代表者 〇〇〇〇 実印

- （注） 1 市長宛となるので注意。  
社会福祉法人設立認可申請書には、誓約書原本を添付すること。  
2 社会福祉法人設立後に基本財産となるものについて記載する。

## (参考) 社会福祉法人定款例

国通知で示されている「社会福祉法人定款例」を転載し、越谷市としての留意事項(網掛け部分)及び租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点(波線部分)を記載しています。その他、国通知「社会福祉法人制度改革の施行に伴う定款変更に係る事務の取扱いについて(平成28年1月11日付け事務連絡)」等も参考に定款を作成してください。なお、アンダーライン、説明文、網掛け部分などは削除してください。

### 「社会福祉法人の認可について」(平成12年12月1日障福第890号・社援第2618号・老発第794号・児発第908号)別紙2 社会福祉法人定款例

<説明>

#### 1. 定款例について

- 各法人の定款に記載されることが一般的に多いと思われる事項について、定款の定め方の一例を記載している。
- 各法人の定款の記載内容については、当該定款例の文言に拘束されるものではないが、定款において定めることが必要な事項が入っているか、その内容が法令に沿ったものであることが必要である。

#### 2. 記載事項の種類

- 必要的記載事項(直線)
  - 必ず定款に記載しなければならない事項であり、その一つでも記載が欠けると、定款の効力が生じない事項(法第31条第1項各号に掲げる事項等) ※ 内容については、法令に沿ったものであればよく、当該定款例の文言に拘束されるものではないこと。
- 相対的記載事項(点線)
  - 必要的記載事項と異なり、記載がなくても定款の効力に影響はないが、法令上、定款の定めがなければその効力を生じない事項
- 任意的記載事項
  - 法令に違反しない範囲で任意に記載することができる事項

#### 3. 評議員会及び理事会における法定決議事項

	理事会	評議員会
決議事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・評議員会の日時及び場所並びに議題・議案の決定(法第45条の9第10項で準用する一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法人法」という。)第181条)</li> <li>・理事長及び業務執行理事の選定及び解職(理事長:法第45条の13第2項第3号、業務執行理事:法第45条の16第2項第2号)</li> <li>・重要な財産の処分及び譲受け(法第45条の13第4項第1号)</li> <li>・多額の借財(法第45条の13第4項第2号)</li> <li>・重要な役割を担う職員の選任及び解任(法第45条の13第4項第3号)</li> <li>・従たる事務所その他の重要な組織の設置、変更及び廃止(法第45条の13第4項第4号)</li> <li>・コンプライアンス(法令遵守等)の体制の整備(法第45条の13第4項第5号) ※一定規模を超える法人のみ</li> <li>・競業及び利益相反取引(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第84条第1項)</li> <li>・計算書類及び事業報告等の承認(法第45条の28第3項)</li> <li>・理事会による役員、会計監査人の責任の一部免除(法第45条の20第4項において準用する一般法人法第114条第1項)</li> <li>・その他の重要な業務執行の決定</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・理事、監事、会計監査人の選任(法第43条)</li> <li>・理事、監事、会計監査人の解任(法第45条の4第1項及び第2項) ★</li> <li>・理事、監事の報酬等の決議(理事:法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、監事:法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条)</li> <li>・理事等の責任の免除(全ての免除:法第45条の20第4項で準用する一般法人法第112条(※総評議員の同意が必要)、一部の免除:第113条第1項) ★</li> <li>・役員報酬等基準の承認(法第45条の35第2項)</li> <li>・計算書類の承認(法第45条の30第2項)</li> <li>・定款の変更(法第45条の36第1項) ★</li> <li>・解散の決議(法第46条第1項第1号) ★</li> <li>・合併の承認(吸収合併消滅法人:法第52条、吸収合併存続法人:法第54条の2第1項、法人新設合併:法第54条の8) ★</li> <li>・社会福祉充実計画の承認(法第55条の2第7項)</li> <li>・その他定款で定めた事項</li> </ul> <p>★:法第45条の9第7項の規定により、議決に加わることができる評議員の3分の2(これを上回る割合を定款で定めた場合にあつては、その割合)以上に当たる多数をもつて決議を行わなければならない事項</p>

# 社会福祉法人〇〇福祉会定款

## 第1章 総則

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。

#### (1) 第1種社会福祉事業

(イ) 障害児入所施設の経営

(ロ) 特別養護老人ホームの経営

(ハ) 障害者支援施設の経営

#### (2) 第2種社会福祉事業

(イ) 老人デイサービス事業の経営

(ロ) 老人介護支援センターの経営

(ハ) 保育所の経営

(ニ) 障害福祉サービス事業の経営

(ホ) 相談支援事業の経営

(ヘ) 移動支援事業の経営

(ト) 地域活動支援センターの経営

(チ) 福祉ホームの経営

(備考)

- (1) 具体的な記載は、社会福祉法の基本的理念に合致するものであるとともに、それぞれの法人の設立の理念を体现するものとする。
- (2) 児童福祉に関する事業を行う法人においては、「心身ともに健やかに育成される」との趣旨に合致するものとする。
- (3) 上記記載は、あくまで一例であるので、(1)、(2)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。
- (4) 市町村社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇市（区町村）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
  - (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
  - (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
  - (4) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
  - (5) 地区社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整の事業（指定都市社会福祉協議会に限る。）
  - (6) 共同募金事業への協力
  - (7) 福祉サービス利用援助事業
  - (8) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
- (注) 記載に当たっては、第1条の(1)及び(2)の例によること。
- (9) その他本会の目的達成のため必要な事業

- (5) 都道府県社会福祉協議会にあっては、次の例にならって記載すること。

### (目的)

第1条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、〇〇県（都道府）における社会福祉事業その他の社会福祉を目的とする事業の健全な発達及び社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図ることを目的として、次の事業を行う。

- (1) 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- (2) 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- (3) 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- (4) 社会福祉を目的とする事業を経営する者への支援に関する事業
- (5) (1) から (3) までに掲げるもののほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業
- (6) 社会福祉を目的とする事業に従事する者の養成及び研修
- (7) 社会福祉を目的とする事業の経営に関する指導及び助言
- (8) 市町村社会福祉協議会の相互の連絡及び事業の調整
- (9) 共同募金事業への協力
- (10) ○○県福祉人材センターの業務の実施
- (11) 日常生活自立支援事業
- (12) 福祉関係各法に基づき実施される事業の経営
 

(注) 記載に当たっては、第1条の(1)及び(2)の例によること。
- (13) その他本会の目的達成のため必要な事業

### (名称)

第2条 この法人は、社会福祉法人○○福祉会という。

### (経営の原則等)

第3条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を确实、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。

2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、(地域の独居高齢者、子育て世帯、経済的に困窮する者等)を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

※ ( ) は、法人が実施する福祉サービス考慮し、対象者を記載する。

### (事務所の所在地)

第4条 この法人の事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

2 前項のほか、従たる事務所を○○県○○市○丁目○○番に置く。

(備考)

最小行政区の市区町村名までの記載でも可能。

## 第2章 評議員

### (評議員の定数)

第5条 この法人に評議員○○名以上○○名以内を置く。

(備考1)

確定数とすることも可能。

(備考2)

法第40条第3項の規定により、在任する評議員の人数は理事の人数を超える必要がある。なお、平成27年度における法人全体の事業活動計算書におけるサービス活動収益の額が4億円を超えない法人及び平成28年度中に設立された法人については、平成32年3月31日までは、評議員の人数は4名以上でよいものとする。

※確定数とする場合は、例としては次のとおり。

第5条 この法人に評議員7名を置く。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・評議員の定数(現在数)は、理事の定数(現在数)を超える数であること。



(評議員の選任及び解任)

第6条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。

2 評議員選任・解任委員会は、監事〇名、事務局員〇名、外部委員〇名の合計〇名で構成する。

3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。

4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。

5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の〇名以上が出席し、かつ、外部委員の〇名以上が賛成することを要する。

(備考)

評議員の選任及び解任は、上記の評議員選任・解任委員会以外の中立性が確保された方法によることも可能である。  
なお、理事又は理事会が評議員を選任し、又は解任する旨の定款の定めは効力を有しない(法第31条第5項)。

※合議体の機関のため3人以上が適当。(6/20 F A Q問 11)

少なくとも外部委員1名を委員とすることが適当。(6/20 F A Q問 9)

3項にあるように「委員会の運営についての細則は、理事会において定める。」とあるため、細則を作成すること。

※「事務局職員」を「職員」とすることも可能。(11/11 国 F A Q問 3)

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項及び第2項については、定款例の備考を踏まえて、定めること。

○第6条の次に以下の条項(例)を設けること。

(評議員の資格)

第〇条 社会福祉法第40条第4項及び第5項を遵守するとともに、この法人の評議員のうちには、評議員のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者(租税特別措置法施行令第25条の17第6項第1号に規定するものをいう。以下同じ。)の合計数が、評議員総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

(評議員の任期)

第7条 評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(備考)

法第41条第1項に基づき、評議員の任期は、定款によって選任後6年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時まで伸長することもできる。

法第41条第2項に基づき、補欠評議員の任期を退任した評議員の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の1項を加えること。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

※補欠の任期を、退任した評議員の任期の満了の時までとする場合は、規定を加える。

次のとおり、2項を追加し、2項を3項にする。

2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の任期は、退任した評議員の任期の満了する時までとすることができる。

3 評議員は、第5条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

(評議員の報酬等)

第8条 評議員に対して、<例：各年度の総額が〇〇〇〇〇〇円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として>支給することができる。

(備考1)

無報酬の場合は、その旨を定めること。なお、費用弁償分については報酬等に含まれない。

(備考2)

民間事業者の役員の報酬等及び従業員の給与、当該法人の経理の状況その他の事情を考慮して、不当に高額なものとならないよう、理事及び監事並びに評議員の勤務形態に応じた報酬等の区分及びその額の算定方法並びに支給の方法及び形態に関する事項を定めた報酬等の支給の基準を定め、公表しなければならない(法第45条の35、第59条の2第1項第2号)。

※無報酬の場合は、その旨を定める。例としては次のとおり。

第8条 評議員について、報酬は支給しない。

第8条 評議員について、無報酬とする。

第8条 評議員の報酬について、支給しない。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・定款例の備考を踏まえて、定めること。

### 第3章 評議員会

(構成)

第9条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

(権限)

第10条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (1) 理事及び監事<並びに会計監査人>の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類(貸借対照表及び収支計算書)及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(2)については、本定款例のように報酬等の額を定款で定めない場合には、評議員会において決定する必要がある(法第45条の16第4項において準用する一般法人法第89条、法第45条の18第3項において準用する一般法人法第105条第1項)。

※予算の承認について、評議員会の決議は、法に規定されていないが、法人で必要と判断する場合には、定款に規定することも可。(租税特別措置法第40条の特例の適用を受ける場合には、注意が必要。)

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・評議員会の決議事項として、定款例で示すもののほか、「事業計画及び収支予算」、「臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)」、「公益事業・収益事業に関する重要な事項※」、「解散」を追加すること。

※ 公益事業・収益事業を行う法人に限る。

(9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項は、最後に記載する。

#### (開催)

第11条 評議員会は、定時評議員会として毎年度〇月に1回開催するほか、(〇月及び)必要がある場合に開催する。

#### (備考)

定時評議員会は、年に1回、毎会計年度の終了後一定の時期に招集しなければならない(法第45条の9第1項)ので、開催時期を定めておくことが望ましい。なお、「毎年度〇月」については、4月~6月までの範囲となる。開催月を指定しない場合は「毎年度〇月」を「毎会計年度終了後3ヶ月以内」とすることも差し支えない。他方、臨時評議員会は、必要がある場合には、いつでも、招集することができる。(法第45条の9第2項)。

※臨時評議員会の月を規定する場合は、( ) を記載する。規定しない場合は、( ) を削除する。

#### (招集)

第12条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。

2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

#### (決議)

第13条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の<例:3分の2以上>に当たる多数をもって行わなければならない。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第15条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

#### (備考)

第1項については、法第45条の9第6項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。(例:理事の解任等)

第2項については、法第45条の9第7項に基づき、3分の2以上に代えて、これを上回る割合を定めることも可能である。

※2項について、3分の2以上を上回る割合を定めない場合は、「<例:3分の2以上>」を「3分の2以上」とする。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・定款例を参考に定めること。

#### (議事録)

第14条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した評議員及び理事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考1)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考2)

第2項にかかわらず、議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに署名し、又は記名押印することとしても差し支えないこと。

※議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名がこれに記名押印することも可。その場合の2項の記載例としては、次のとおりとする。

2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人2名は前項の議事録に記名押印する。

#### 第4章 役員及び<会計監査人並びに>職員

(役員<及び会計監査人>の定数)

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 ○○名以上○○名以内

(2) 監事 ○○名以内

2 理事のうち1名を理事長とする。

3 理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とする。

<4 この法人に会計監査人を置く。>

(備考)

(1) 理事は6名以上、監事は2名以上とすること。

(2) 理事及び監事の定数は確定数とすることも可能。

(3) 業務執行理事については、「理事長以外の理事のうち、○名を業務執行理事とすることができる。」と定めることも可能。

(4) 会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(5) 社会福祉法の名称とは異なる通称名や略称を定款に使用する場合(例えば、理事長を「会長」と表記するような場合)には、「法律上の名称」と定款で使用する名称がどのような関係にあるのかを、定款上、明確にする必要があること。

<例>理事長、業務執行理事の役職名を、会長、常務理事とする場合の例

2 理事のうち1名を、会長、○名を常務理事とする。

3 前項の会長をもって社会福祉法の理事長とし、常務理事をもって同法第45条の16第2項第2号の業務執行理事とする。

※確定数とする場合は、例としては次のとおり。

第15条 この法人には、次の役員を置く。

(1) 理事 6名

(2) 監事 2名

※業務執行理事は任意とする。置いていない場合は、3項を削除する。

会計監査人を置いていない場合、4項及び<>内を削除する。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項については、定款例の備考を踏まえて、定めること。

(役員<及び会計監査人>の選任)

第16条 理事及び監事<並びに会計監査人>は、評議員会の決議によって選任する。

2 理事長及び業務執行理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

(備考)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項については、定款例を参考に定めること。

○第16条の次に以下の条項(例)を設けること。

(役員資格)

第〇条 社会福祉法第44条第6項を遵守するとともに、この法人の理事のうちには、理事のいずれか1人及びその親族その他特殊関係がある者の合計数が、理事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。

2 社会福祉法第44条第7項を遵守するとともに、この法人の監事には、この法人の理事(その親族その他特殊関係がある者を含む。)及び評議員(その親族その他特殊関係がある者を含む。)並びに、この法人の職員が含まれてはならない。また、各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。

(注) 監事の人数が6人以上である場合には、「また各監事は、相互に親族その他特殊の関係がある者であってはならない。」の記載について、「監事のうちには、監事のいずれか1人及びその親族その他特殊の関係がある者の合計数が監事総数(現在数)の3分の1を超えて含まれることになってはならない。」でも可。

(理事の職務及び権限)

第17条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行し、業務執行理事は、<例：理事会において別に定めるところにより、この法人の業務を分担執行する。>

3 理事長及び業務執行理事は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(備考)

理事長及び業務執行理事の自己の職務の執行の状況を理事会に報告する頻度については、定款で、毎会計年度に4月を超える間隔で2回以上とすることも可能である(法第45条の16第3項)。

<例>

3 理事長及び業務執行理事は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

※業務執行理事を置いていない場合は、2項・3項は次のとおりとする。

2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 理事長は、3ヶ月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

※報告の頻度を変える場合は、3項は次のとおりとする。

3 理事長は、毎会計年度に4ヶ月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第18条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(備考)

会計監査人を置く場合は、次の条を追加すること。

(会計監査人の職務及び権限)

第〇条 会計監査人は、法令で定めるところにより、この法人の計算書類(貸借対照表、資金収支計算書及び事業活動計算書)並びにこれらの附属明細書及び財産目録を監査し、会計監査報告を作成する。

2 会計監査人は、いつでも、次に掲げるものの閲覧及び謄写をし、又は理事及び職員に対し、会計に関する報告を求めることができる。

(1) 会計帳簿又はこれに関する資料が書面をもって作成されているときは、当該書面

(2) 会計帳簿又はこれに関する資料が電磁的記録をもって作成されているときは、当該電磁的記録に記録された事項を法令で定める方法により表示したもの

(役員＜及び会計監査人＞の任期)

第19条 理事又は監事の任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

2 理事又は監事は、第15条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

＜3 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとする。ただし、その定時評議員会において別段の決議がされなかったときは、再任されたものとみなす。＞

(備考1)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考2)

理事の任期は、定款によって短縮することもできる(法第45条)。

法第45条に基づき、補欠理事又は監事の任期を退任した理事又は監事の任期満了時までとする場合には、第1項の次に次の1項を加えること。

2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとすることができる。

※2項を加えた場合は、2項は3項に変更する。

(役員＜及び会計監査人＞の解任)

第20条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

＜2 会計監査人が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。

(1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。

(2) 会計監査人としてふさわしくない非行があったとき。

(3) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

3 監事は、会計監査人が、前項各号のいずれかに該当するときは、(監事全員の同意により、)会計監査人を解任することができる。この場合、監事は、解任した旨及び解任の理由を、解任後最初に招集される評議員会に報告するものとする。＞

(備考)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(役員＜及び会計監査人＞の報酬等)

第21条 理事及び監事に対して、＜例：評議員会において別に定める総額の範囲内で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を＞報酬等として支給することができる。

＜2 会計監査人に対する報酬等は、監事の過半数の同意を得て、理事会において定める。＞

(備考1)

会計監査人を置いていない場合、＜＞内は不要。

(備考2)

第1項のとおり、理事及び監事の報酬等の額について定款に定めないときは、評議員会の決議によって定める必要がある。

(備考3)

費用弁償分については報酬等に含まれない。

※無報酬の場合は、その旨を定める。例としては次のとおり。

第21条 理事及び監事について、報酬は支給しない。

第21条 理事及び監事について、無報酬とする。

第21条 理事及び監事の報酬について、支給しない。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・定款例を参考に定めること。

(職員)

第22条 この法人に、職員を置く。

2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。

3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

(備考1)

運営協議会（地域や利用者の意見を法人運営に反映させるべく、地域の代表者や利用者又は利用者の家族の代表者等を構成員として社会福祉法人が任意で設置するもの）を設ける場合には、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営協議会

(運営協議会の設置)

第〇条 この法人に、運営協議会を置く。

(運営協議会の委員の定数)

第〇条 運営協議会の委員は〇名とする。

(運営協議会の委員の選任)

第〇条 運営協議会の委員は、各号に掲げる者から理事長が選任する。

(1) 地域の代表者

(2) 利用者又は利用者の家族の代表者

(3) その他理事長が適当と認める者

(運営協議会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前々条に定める定数を変更しようとするときは、運営協議会の意見を聴かなければならない。

(意見の聴取)

第〇条 理事長は、必要に応じて、運営協議会から、地域や利用者の意見を聴取するものとする。

(その他)

第〇条 運営協議会については、この定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

(備考2)

社会福祉協議会及び社団的な法人で会員制度を設ける社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 会員

(会員)

第〇条 この法人に会員を置く。

2 会員は、この法人の目的に賛同し、目的達成のため必要な援助を行うものとする。

3 会員に関する規程は、別に定める。

(備考3)

都道府県社会福祉協議会である社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 運営適正化委員会

(運営適正化委員会の設置)

第〇条 この法人に、社会福祉法に規定する運営適正化委員会（以下「運営適正化委員会」という。）を置く。

(運営適正化委員会の委員の定数)

第〇条 運営適正化委員会の委員は〇名とする。

(運営適正化委員会の委員の選任)

第〇条 運営適正化委員会の委員は、本法人に置かれる選考委員会の同意を得て、会長が選任する。

(運営適正化委員会の委員の定数の変更)

第〇条 法人が前条に定める定数を変更しようとするときは、運営適正化委員会の意見を聴かなければならない。

(業務の報告)

第〇条 運営適正化委員会はその業務の状況及び成果について、理事会に定期的に報告しなければならない。

(その他)

第〇条 運営適正化委員会については、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、別に定めるところによるものとする。

## 第5章 理事会

(構成)

第23条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

(権限)

第24条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。

- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長及び業務執行理事の選定及び解職

(備考)

(1)「日常の業務として理事会が定めるもの」の例としては、次のような業務がある。なお、これらは例示であって、法人運営に重大な影響があるものを除き、これら以外の業務であっても理事会において定めることは差し支えないこと。

- ① 「施設長等の任免その他重要な人事」を除く職員の任免

(注) 理事長が専決できる人事の範囲については、法人としての判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ② 職員の日常の労務管理・福利厚生に関すること

- ③ 債権の免除・効力の変更のうち、当該処分が法人に有利であると認められるもの、その他やむを得ない特別の理由があると認められるもの

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

- ④ 設備資金の借入に係る契約であって予算の範囲内のもの

- ⑤ 建設工事請負や物品納入等の契約のうち次のような軽微なもの

ア 日常的に消費する給食材料、消耗品等の日々の購入

イ 施設設備の保守管理、物品の修理等

ウ 緊急を要する物品の購入等

(注) 理事長が専決できる契約の金額及び範囲については、随意契約によることができる場合の基準も参酌しながら、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑥ 基本財産以外の固定資産の取得及び改良等のための支出並びにこれらの処分

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 理事長が専決できる取得等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑦ 損傷その他の理由により不要となった物品又は修理を加えても使用に耐えないと認められる物品の売却又は廃棄

ただし、法人運営に重大な影響がある固定資産を除く。

(注) 理事長が専決で処分できる固定資産等の範囲については、法人の判断により決定することが必要であるので、理事会があらかじめ法人の定款細則等に規定しておくこと。

- ⑧ 予算上の予備費の支出

- ⑨ 入所者・利用者の日常の処遇に関すること

- ⑩ 入所者の預り金の日常の管理に関すること



⑩ 寄付金の受入れに関する決定

ただし、法人運営に重大な影響があるものを除く。

(注) 寄付金の募集に関する事項は専決できないこと。

なお、これらの中には諸規程において定める契約担当者に委任されるものも含まれる。

(招集)

第25条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(備考)

第1項については、法第45条の14第4項に基づき、過半数に代えて、これを上回る割合を定款で定めることも可能である。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項については、定款例を参考に定めること。

理事会の決議のうち3分の2以上の同意を追加したため、例としては、次のとおり。

(決議)

第26条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、以下の事項については、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事総数(現行数)の3分の2以上の同意を受けるものとする。

(1) 基本財産の処分

(2) 事業計画及び収支予算

(3) 臨機の措置(予算外の新たな義務の負担及び権利の放棄)

(4) 公益事業・収益事業に関する事項 ※公益事業・収益事業を行う法人に限る。

3 第1項及び第2項の規定にかかわらず、理事(当該事項について議決に加わることができるものに限る。)の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案について異議を述べたときを除く。)は、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第27条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(備考1)

記名押印ではなく署名とすることも可能。

(備考2)

定款で、署名し、又は記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長及び監事とすることもできる(法第45条の14第6項)。

**※記名押印する者を、当該理事会に出席した理事長とする場合は、出席した理事長及び監事とする。その場合の例は、2項を次のとおりとする(規定を変えない場合は、出席した理事及び監事全員の議事録への記名押印が必要。)**

**2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。**

## 第6章 資産及び会計

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産とその他財産の2種とする。

2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。

(1) ○○県○○市○丁目○○番所在の木造瓦葺平家建○○保育園園舎 1棟 ( 平方メートル)

(2) ○○県○○市○丁目○○番所在の○○保育園 敷地 (平方メートル)

3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。

4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第2項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

(備考)

公益及び収益を目的とする事業を行う場合には、次のように記載すること。

### (資産の区分)

第28条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) の4種 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、3種) とする。

2 本文第2項に同じ。

3 その他財産は、基本財産、公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) 以外の財産とする。

4 公益事業用財産及び収益事業用財産 (公益事業又は収益事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業用財産のみを記載) は、第○条に掲げる公益を目的とする事業及び第○条に掲げる収益を目的とする事業 (公益を目的とする事業又は収益を目的とする事業のいずれか一方を行う場合は、当該事業のみを記載) の用に供する財産とする。

5 本文第4項に同じ。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項及び第2項については、定款例を参考に定めること。

### (基本財産の処分)

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、越谷市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、越谷市長の承認は必要としない。

(1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合

(2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資 (独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。) に関する契約を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合 (協調融資に係る担保に限る。)

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・理事総数 (現在数) の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

例としては、次のとおり。

第29条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事総数 (現在数) の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を得て、越谷市長の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、越谷市長の承認は必要としない。

### (資産の管理)

第30条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。

2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

(備考)

基本財産以外の資産において、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合には、第2項の次に次の1項を加える。

3 前項の規定にかかわらず、基本財産以外の資産の現金の場合については、理事会の議決を経て、株式に換えて保管することができる。

(事業計画及び収支予算)

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、〈例1：理事会の承認、例2：理事会の決議を経て、評議員会の承認〉を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

2 前項の書類については、主たる事務所（及び従たる事務所）に、当該会計年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

※事業計画及び予算を評議員会の承認項目とするかにより〈〉例1、例2のどちらかを記載する。従たる事業所がない場合は、（及び従たる事業所）を削除する。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項については、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

例としては、次のとおり。

第31条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

※従たる事業所がない場合は、3項の（ ）を削除する。

(備考) 会計監査人を置いている場合の例

第32条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受け、かつ、第3号から第6号までの書類について会計監査人の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
  - (2) 事業報告の附属明細書
  - (3) 貸借対照表
  - (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
  - (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
  - (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に報告するものとする。ただし、社会福祉法施行規則第2条の39に定める要件に該当しない場合には、第1号の書類を除き、定時評議への報告に代えて、定時評議員会の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間（、また、従たる事務所に3年間）備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
  - (2) 会計監査報告
  - (3) 理事及び監事並びに評議員の名簿
  - (4) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
  - (5) 事業の概要等を記載した書類

※従たる事業所がない場合は、3項の（ ）を削除する。

（租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点）  
・第1項及び第2項については、定款例を参考に定めること。

（会計年度）

第33条 この法人の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日をもって終わる。

（会計処理の基準）

第34条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の3分の2以上の同意がなければならない。

（租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点）  
第10条の評議員会の権限を追加したため、例としては、次のとおり。

（臨機の措置）

第35条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数（現在数）の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

（租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点）

○第30条第3項を記載し、株式投資又は株式を含む投資信託等による管理運用を行う場合は以下の条項（例）を設けること。

（保有する株式に係る議決権の行使）

<例1>

第〇条 この法人が保有する株式（出資）について、その株式（出資）に係る議決権を行使する場合には、あらかじめ理事会において理事総数（現在数）の3分の2以上の同意を得なければならない。

<例2>

第〇条 この法人は、保有する株式（出資）に係る議決権を行使してはならない。

(備考1)

公益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 公益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することなどを目的として、次の事業を行う。

(1) 〇〇の事業

(2) 〇〇の事業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(注1) 具体的な目的の記載は、事業の種別に応じ、社会福祉法の基本的理念及びそれぞれの法人の理念に沿って記載すること。

(注2) 上記記載は、あくまで一例であるので、(注1)を踏まえ、法人の実態に即した記述とすること。

(注3) 公益事業のうち、規模が小さく社会福祉事業と一体的に行われる事業又は社会福祉事業の用に供する施設の機能を活用して行う事業については、必ずしも定款の変更を行うことを要しないこと。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・公益事業に関する重要な事項は、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

第2項の例は次のとおり。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

(備考2)

収益事業を行う社会福祉法人は、定款に次の章を加えること。

第〇章 収益を目的とする事業

(種別)

第〇条 この法人は、社会福祉法第26条の規定により、次の事業を行う。

(1) 〇〇業

(2) 〇〇業

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意を得なければならない。

(備考)

事業種類は、事業の内容が理解できるよう具体的に記載すること。

(収益の処分)

第〇条 前条の規定によって行う事業から生じた収益は、この法人の行う社会福祉事業又は公益事業(社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第13条及び平成14年厚生労働省告示第283号に掲げるものに限る。)に充てるものとする。

(備考)

母子及び寡婦福祉法(昭和39年法律第129号)第14条に基づく資金の貸付を受けて行う、同法施行令(昭和39年政令第224号)第6条第1項各号に掲げる事業については、本条は必要ないこと。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・収益事業に関する重要な事項は、理事総数(現在数)の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けること。

第2項の例は次のとおり。

2 前項の事業の運営に関する事項については、理事総数の3分の2以上の同意及び評議員会の承認を受けなければならない。

## 第7章 解散

### (解散)

第36条 この法人は、社会福祉法第46条第1項第1号及び第3号から第6号までの解散事由により解散する。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・定款例を参考に定めること。

### (残余財産の帰属)

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

※帰属するのを、従来どおり社会福祉法人のみとすることも可。(8/22 F A Q問 20)

その場合は、次のとおりとする。

第37条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人のうちから選出されたものに帰属する。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・残余財産の帰属先には、国若しくは地方公共団体又は他の公益法人等に帰属する旨の定めがあること。なお、定款例のとおり規定されている。または、社会福祉法人に帰属先が限定されていても問題はない。

## 第8章 定款の変更

### (定款の変更)

第38条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、越谷市長の認可（社会福祉法第45条の36第2項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。

2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を越谷市長に届け出なければならない。

(租税特別措置法第40条の特例を受けるに当たっての留意点)

・第1項については、定款例を参考に定めること。

## 第9章 公告の方法その他

### (公告の方法)

第39条 この法人の公告は、社会福祉法人〇〇福祉会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(備考)

解散時の債権申出の催告及び破産手続の開始については、官報によって公告すること。

### (施行細則)

第40条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

## 附 則

この法人の設立当初の役員、評議員<、会計監査人>は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員を選任を行うものとする。

理事長

理事

〃

//

//

//

監事

//

評議員

//

//

//

//

//

//

<会計監査人>

(備考1)

会計監査人を置いていない場合、<>内は不要。

(備考2)

平成29年4月1日前に設立された法人は、評議員及び会計監査人の定めは不要。

## 10節 社会福祉法人設立認可後の事務

### 1 社会福祉法人の設立登記

---

社会福祉法人は、設立の登記をすることで成立します（法第34条）。

設立認可可否決定通知書の到達した日から2週間以内に社会福祉法人の事務所を所轄する法務局において、設立登記を行います（組合等登記令第2条）。

### 2 役員・評議員の選任、理事長・業務執行理事の選定

---

定款の附則に記載されている役員等（理事・監事・評議員）は、設立者が決定した役員等であるため、定款の選任手続きに基づき役員等を選任する必要があります。社会福祉法人の設立（設立登記）後、遅滞なく、定款に基づき役員等を選任します（定款例附則）。

また、役員・評議員変更届（指定様式）を、新役員等就任後1か月以内に所轄庁である越谷市長（福祉指導監査課）に提出してください（越谷市長通知）。

#### 【役員・評議員の選任手順】

ア 法人設立後、設立当初の理事長の招集により、設立当初の理事による理事会を開催します。

役員等の選任に関する議案は次のとおりです。

- ・評議員選任・解任委員会運営細則を定める
- ・評議員選任・解任委員の人選
- ・新評議員候補者（評議員選任・解任委員会に推薦する）の人選（事前に就任承諾書を徴取）
- ・新理事候補者（評議員会で選任する議案となる）の人選（事前に就任承諾書を徴取）

イ 設立当初の理事長の招集により、評議員選任・解任委員会を開催し、評議員の選任をします（定款例第6条）。

評議員の任期は、選任後4年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。定款で、その任期を選任後「6年以内」としている場合は6年以内になります（定款例第7条）。

設立当初の理事長が評議員を委嘱し、任期を記載した委嘱状を交付します。

これで、設立当初の評議員は退任となります。

ウ 定款に基づく評議員が選任されたら、設立当初の理事長の招集で、評議員会を開催し、新しい理事及び監事を選任します（定款例第16条第1項）。

任期は、選任後2年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までです。定款で、その任期を短縮することができます（定款例第19条）。

設立当初の理事長が理事及び監事を委嘱し、任期を記載した委嘱状を交付します。

これで、設立当初の役員は退任となります。

エ 定款に基づく理事が選任されたら、設立当初の理事長の招集で、理事会（監事の出席



も必要)を開催し、新しい理事長及び業務執行理事(置く場合)を理事会で選定します(定款例第16条第2項)。

### **3 事業計画、収支予算、各種規程の決定**

---

新しい理事長を選定した理事会において、設立年度(設立から3月31日まで)の事業計画・収支予算を決定します。また、定款細則、経理規程、役員等に報酬等支給基準なども決定します。その後、状況にあわせて、就業規則、給与規程、運営規程などの各種規程を決定します。

定款に基づき評議員会の決議が必要なものは、評議員会の承認を受けます。

なお、理事会・評議員会における審議については、審議の経過、その結果を具体的に記載した議事録を作成し、理事会・評議員会に提出した議案・資料を添付して保存しておきます(定款例第14条、第27条)。

### **4 理事長の登記**

---

新理事長の登記を、理事長に就任(選定)した日から2週間以内に行います。設立時の理事長と同一の者が選任された場合も、重任の登記が必要です(組合等登記令第2条、第6条)。

### **5 贈与契約及び賃借権(地上権)設定の履行**

---

- (1) 贈与を受ける現金、土地、建物等については、贈与契約書に基づき、社会福祉法人成立後に贈与を受けます。
- (2) 贈与された土地、建物は、速やかに所有権移転登記をします。  
なお、登記する土地、建物が社会福祉事業の用に供するものであれば、登録免許税が免除される場合がありますので、事業の所管課に相談してください。
- (3) 土地等の賃貸借を予定している場合には、速やかに賃貸借(地上権設定)契約を締結し、賃借(地上)権の設定・登記をします。

### **6 財産移転報告、寄附金品受入報告**

---

社会福祉法人成立後、遅滞なく、社会福祉法人設立認可申請時の財産目録に記載されている財産の移転を受けます。

なお、移転完了後、1か月以内に、社会福祉法人財産移転完了報告書(指定様式)を所轄庁である越谷市長(福祉指導監査課)へ報告してください(越谷市社会福祉法施行細則第2条第3項)。

また、寄附金品が100万円を超える場合には、寄附金品受入報告書(指定様式)を所轄庁である越谷市長(福祉指導監査課)へ報告してください(越谷市長通知)。

## **7 基本財産編入手続き(基本財産の増加)**

---

社会福祉法人の認可申請時の状況で、土地、建物等について、購入、竣工等で、所有権登記が完了したときには、理事会・評議員会の議決を受けて、定款の変更をします。

なお、所轄庁である越谷市長（福祉指導監査課）に定款変更届（指定様式）を提出してください（法第45条の36）。

また、登記する土地、建物が社会福祉事業の用に供するものであれば、登録免許税が免除される場合がありますので、事業の所管課に相談してください。

## **8 適正な社会福祉法人運営の確保**

---

定款、経理規程等に基づき、社会福祉法人の運営や社会福祉事業を行ってください。また、関係法令や通知などを遵守してください。

第3号様式（第2条関係）

社会福祉法人財産移転完了報告書

年 月 日

越谷市長 宛

報告者 所在地

ふりがな

名 称

理事長

印

財産の移転が完了したので、社会福祉法施行規則第2条第4項の規定により、関係書類を添付して報告します。

関係書類

- 1 財産目録
- 2 法人登記事項証明書
- 3 土地登記事項証明書
- 4 受領書（写し）
- 5 残高証明書

第6号様式（第4条関係）

社会福祉法人定款変更届出書

年 月 日

越谷市長 宛

届出者 所在地

ふりがな

名 称

理事長

印

社会福祉法人の定款を変更したので、社会福祉法第45条の3第6第4項の規定により、次のとおり届け出ます。

	内 容		理 由
	変更前の条文	変更後の条文	
定款変更の内容及び理由			

(注意)

- 1 この申請書には、社会福祉法施行規則第3条第1項各号に掲げる書類を添付するとともに、当該定款変更の内容に応じ、同条第2項又は第3項に規定する書類を添付すること。
- 2 変更前の条文と変更後の条文を対比表とすることが困難な場合には、対比表の形式によらないことも差し支えないこと。
- 3 記名押印に代えて署名することができる。

